

第三百三十六回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第五号

平成八年三月二十五日(月曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 平林 鴻三君

理事 虎島 和夫君

理事 持永 和見君

理事 富田 茂之君

理事 島山健治郎君

理事 石橋 一弥君

理事 田野瀬良太郎君

理事 中馬 弘毅君

理事 村田敬次郎君

理事 新井 将敏君

理事 川端 達夫君

理事 福岡 泰蔵君

理事 吉田 公一君

理事 加藤 万吉君

理事 山下八洲夫君

出席國務大臣

自治大臣 倉田 寛之君

國家公安委員長 倉田 寛之君

出席政府委員

警察庁長官 國松 孝次君

警察庁長官官房 菅沼 清高君

警察庁長官官房 長 菅沼 清高君

警察庁長官官房 総務課長官 山本 博一君

警察庁長官官房 警察庁刑事局長 野田 健君

自治政務次官 山本 有二君

自治大臣官房長 二橋 正弘君

自治大臣官房長 務審議官 漢 和夫君

自治省行政局長 松本 英昭君

自治省財政局長 遠藤 安彦君

自治省税務局長 佐野 徹治君

消防庁長官 秋本 敏文君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 三國谷勝範君

計官 大蔵省主税局税 伏見 泰治君

制第三課長 地方行政委員会 黒沢 有君

調査室長

委員の異動

三月十五日

補欠選任

栗原 裕康君

補欠選任

塩川正十郎君

同日

田野瀬良太郎君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

濱野 剛君

同日

地方財政に関する件(平成八年度地方財政計画)

地方財政の拡充強化に関する件

○平林委員長 これより會議を開きます。

地方財政に関する件について調査を進めます。

この際、平成八年度地方財政計画について説明

を聴取いたします。倉田自治大臣。

○倉田國務大臣 平成八年度の地方財政計画の概

要について御説明申し上げます。

平成八年度の地方財政につきましては、現下の

厳しい経済と地方財政の状況を踏まえ、おおむね

国と同一の基調により、歳入面においては、地方

税負担の公平適正化の推進及び地方交付税の所要

額の確保を図り、歳出面においては、経費全般に

ついて徹底した節減合理化を図るとともに、住民

に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づ

くり、総合的な地域福祉施策の充実、自主的・主

体的な活力ある地域づくりなどを積極的に推進す

るため必要な事業費の確保に配慮する等限られた

財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節

度ある行財政運営を行うことを基本としておりま

す。

以下、平成八年度の地方財政計画の策定方針に

ついて御説明申し上げます。

第一に、地方税については、最近の社会経済情

勢に対応して、平成八年度分の個人住民税の特別

減税の実施、宅地等に係る不動産取得税の課税標

準の特例措置の実施、平成八年度分の固定資産税

等の負担調整率の変更、個人住民税均等割の税率

の見直し等を行うこととしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生じることの

ないようするため、所得税及び住民税の減税に

伴う影響額について地方交付税の増額及び減税補

てん償の発行により補てんするとともに、所得税

及び住民税の減税以外の地方財源不足見込み額に

ついて、地方交付税の増額及び建設地方債の発

行により補てんすることとしております。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつ

つ、自主的・主体的な活力ある地域づくり、住民

に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づ

くり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地

域の活性化等を図るため、地方単独事業費の確保

等所要の措置を講ずることとしております。

第四に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の

確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政

経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金に

ついて補助負担基準の改善を進めることとしてお

ります。

以上の方針のもとに、平成八年度の地方財政計

画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八

十五兆二千八百四十八億円となり、前年度に比べ

二兆七千七百五十五億円、三・四％の増加となっ

ております。

以上が、平成八年度の地方財政計画の概要であ

ります。

○平林委員長 以上で説明は終わりました。

○平林委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一

部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を

改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説

明を聴取いたします。倉田自治大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○倉田國務大臣 ただいま議題となりました地方

税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその

地方行政委員会會議録第五号 平成八年三月二十五日

第一類第二号

地方行政委員会會議録第五号

平成八年三月二十五日

第一類第二号

地方行政委員会會議録第五号

平成八年三月二十五日

第一類第二号

地方行政委員会會議録第五号

平成八年三月二十五日

第一類第二号

地方行政委員会會議録第五号

平成八年三月二十五日

第一類第二号

地方行政委員会會議録第五号

平成八年三月二十五日

要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成八年度分の個人住民税に係る定率による特別減税の実施、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の実施並びに平成八年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整率の変更を行うとともに、個人住民税均等割の税率の見直し、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じる必要があります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、当面の景況に特に配慮するため、平成八年度分の所得割額の一五%相当額を軽減する特別減税を、二万円を限度として行うこととするともに、個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得について、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分及び四千万円を超え八千万円以下の部分に係る税率の引き下げ等を行うこととしております。

また、昭和六十年代以来据え置かれてきた個人の均等割の税率について、その後の国民所得の推移等を勘案し、その見直しを行うこととしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、宅地及び宅地比準土地について、平成八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得した場合に限り、課税標準を価格の二分の一の額とする等の措置を講じます。

その三は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、平成八年度の税負担を緩和するため、平成八年度分の宅地等に係る負担調整率を変更することとしております。

また、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を延長するとともに、公害防止用設備に係る非課税措置の見直しを行う等の措置を講じることとしております。

その四は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に規定する特定集積地区における一定の施設等の用に供する土地またはその取得について非課税とする等の措置を講じることとしております。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であります。

地方財政に関する事項につきましては、個人の道府県民税または市町村民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じることとしております。

ることとしていたしております。

その三は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、平成八年度の税負担を緩和するため、平成八年度分の宅地等に係る負担調整率を変更することとしております。

また、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を延長するとともに、公害防止用設備に係る非課税措置の見直しを行う等の措置を講じることとしております。

その四は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に規定する特定集積地区における一定の施設等の用に供する土地またはその取得について非課税とする等の措置を講じることとしております。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であります。

地方財政に関する事項につきましては、個人の道府県民税または市町村民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じることとしております。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続きまして、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成八年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、平成九年度から平成十八年度までの各年度における一般会計から交付税特別会計への繰り入れに関する特例を設けるほか、各種の制度改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要

となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとする等の必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項であります。

まず、平成八年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に、平成八年度における法定加算額四千四百三十八億円、臨時特例加算額四千二百五十三億円、交付税特別会計借入金三兆六千八百九十七億円及び同特別会計における剰余金三百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額四千八百三十億円を控除した額とすることとしております。

また、平成八年度に交付税特別会計において借り入れた借入金のうち一兆二百二十五億五千万円については、その償還金に相当する額を、平成九年度から平成十八年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れることとしております。

さらに、平成十四年度から平成二十三年度までの地方交付税の総額につきましては、八千三百十三億円を加算することとしております。

次に、平成八年度分の普通交付税の算定につきましても、自主的・主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、災害に強い安全な町づくり・震災対策の推進等に要する経費、総合的な地域福祉施策の充実等に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・義務教育施設の整備・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村地域の活性化・農山漁村対

策・森林・山村対策に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置することとしております。

また、阪神・淡路大震災復興基金の創設及び雲仙岳災害対策基金の延長に伴い、当該各基金に係る地方債利子支払いに要する経費を措置することとしております。

さらに、基準財政収入額の算定方法について、平成八年度における道府県民税及び市町村民税の減税による減収額を加算することとする特例を設けることとしております。

第二は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正についてであります。

都道府県分の利子補給措置について新規に発行を許可される地方債の利子補給の下限の率及び利子補給率の改定を行うとともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を高めることとした上、同法の適用期間を五年間延長することとしております。

第三は、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正についてであります。

都道府県分の利子補給措置について新規に発行を許可される地方債の利子補給の下限の率及び利子補給率の改定を行うとともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を高めることとした上、同法の適用期間を五年間延長することとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○平林委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

策・森林・山村対策に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置することとしております。

また、阪神・淡路大震災復興基金の創設及び雲仙岳災害対策基金の延長に伴い、当該各基金に係る地方債利子支払いに要する経費を措置することとしております。

さらに、基準財政収入額の算定方法について、平成八年度における道府県民税及び市町村民税の減税による減収額を加算することとする特例を設けることとしております。

第二は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正についてであります。

都道府県分の利子補給措置について新規に発行を許可される地方債の利子補給の下限の率及び利子補給率の改定を行うとともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を高めることとした上、同法の適用期間を五年間延長することとしております。

第三は、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正についてであります。

都道府県分の利子補給措置について新規に発行を許可される地方債の利子補給の下限の率及び利子補給率の改定を行うとともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を高めることとした上、同法の適用期間を五年間延長することとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○平林委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○平林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。栗原裕康君。

○栗原裕康委員 おはようございます。自由民主党の票原でございます。

ただいま提案されました法律案について質問に入ります前に、一言申し上げたいと思うわけでございますが、きょうは新進党の議員の皆様方もおそろいでこのように委員会が開けるといふのは大変ありがたいことでございまして、きょう新進党の議員さんたちも、床に座っておるよりもいすに座った方が座り心地がいいというふうにお思いだと思います。今後の正常化を期待をさせていたいただきながら質問に入りたい、こういうふうに思うわけでございます。

まず、地方財政全般についてお尋ねをしたいと思ひます。

これは当委員会でも多くの委員の皆様方から、あるいは私自身もたびたび質問をさせていただいていることでございますけれども、税収の伸び悩み等、このところの不景気、景気低迷でずっと長いこと続いておりますし、また一方、地方は地方でいろいろな財政需要にきめ細かに配慮していかねばいけないということで、一言で言えばお金がかかるわけでございます。そういった意味で、地方自治体の財政状況というのが大変悪化をしておるといふふうに私もとらえておるわけでございまして、地方財政の現状というのをどうとらえていらっしゃるか、改めて御説明をいただきたいと思ひます。

○遠藤(安)政府委員 お答えを申し上げます。地方財政の現状をどうとらえているかという御質問であります。

一口に言つて、御指摘のとおり大変厳しいものだというように思つております。特に平成八年度の地方財政につきましては、地方税がほとんど前年度と横ばいの見込みであるというふうなことで、それから地方交付税は、これはかえつて前年度より

も法定分が落ち込んでくるというふうなことに加えまして、所得税、住民税の減税が引き続き実施されるというふうな状況があるわけであります。引き続き大幅な財源不足額、八兆六千億に及ぶ財源不足額が見込まれるという、単年度で見ましても大変厳しい状況であります。

しかも、これまでの借入金を考えてみますと、交付税の借入れあるいは地方債の残高といったようなものを累積いたしますと、平成八年度末では地方全体で百三十六兆円を超える多額の借入金を抱える見込みとなつております。地方財政をマクロで見ますれば、そういう厳しい状況になつておるわけであります。

一方、ミクロの面で申し上げますと、個別の地方団体の近年の財政事情であります。やはり公債費の負担比率がだんだんと上がつてまいりました。私ども、公債費負担比率一五%以上の団体は黄信号の団体であるというように申し上げておりますけれども、これは平成六年度の決算でありますから、その後、現在進行中の七年度の決算も考慮すれば、これをやや上回るものではないかというふうな見込みも立つわけであります。個別の団体の財政事情というものが大変硬化化が懸念されるというところでございます。

それで、財政的な数値から申し上げますとそういうふうな厳しい状況であります。一方におきまして、今後地方分権というものが進められていくべきでありますし、現実には地方分権推進委員会という議論をしていただいておりますし、分権が進んでいく。そういった中で、地方団体のやべき仕事あるいは役割というものがこれまで以上に大きなものになつていくというふうに思つております。住民に身近な社会資本の整備でありますとか、総合的な地域福祉施策の充実だとか、そういったきめ細かい仕事が増えます。地方団体に要求されてくるというふうに思つてございまして、そういうことになりましますと、地方団体の仕事かふえるというところでございまして、財政的に

はやはり必要な財源というものがまだまだ多く要するというように認識をいたしております。そういう意味において、数字の面あるいは今後の地方団体の役割といったものを考えますと、地方財政というものは大変厳しい状況に置かれていゝという認識であります。私も今後とも、地方団体がそういう仕事をしていく上で財政運営に支障が生じないように、毎年度地方財政計画を策定するわけであります。そういうものを通じて必要な地方一般財源を確保していくということなどに努力をして、適切に対処していきたいという気持ちでおります。

○栗原裕康委員 今、公債費負担比率の一五%以上が黄色信号で、平成六年度で約四割、こういうお話がございました。国も財政の硬化化が大変心配をされておるわけでございますけれども、地方も、仕事かふえていく割には借金体質がかさんでやつて財政が硬化化していく、こういう大変憂うべき現状なのですね。そういう御説明でございました。

これはたまたま、資料によりますと、昭和四十九年度で公債費負担比率一五%以上の団体というのは五十団体しかありません。これは全団体に占める割合が一・五%、一けたですね。要するに、平成六年度ではもう四十倍になつておる、こういうことですね。今の景気の低迷、それから地方の仕事がどんどんふえる、こういうことを考えますと、今御答弁にありましたように、平成七年度はひよつとしたらこの数字が悪くなつておるかもしれない、平成八年度はさらに悪くなるだろう、こういうふうな本當に危機的な状況だと思つてございまして。

それで、全国で三千三百地方自治体があるわけでございますが、特に特徴的な、なかなか具体的な名前前は挙げられないと思つてございまして、例えばこういう地域とかあるいはこういう人口規模とか、全体としてもちろん憂うべき状況なんぞでございますけれども、特に憂うべきというふうなものがもしありましたら、そういうことも

のも御答弁いただきたいと思ひます。また、どうやつてそういうところに対して対策を講じているかということについても伺ひたいと思ひます。いかがでございませうか。

○遠藤(安)政府委員 御指摘のとおり、公債費負担比率につきましては、六年度決算におきまして全団体の四割程度が公債費負担比率一五%以上の団体というところであります。

若干年度の申し上げますと、昭和五十年代の終わりから六十年、六十一年ぐらいにかけまして、やはり大変財政的に厳しい時期がございまして、この当時の公債費負担比率一五%以上の団体は、三千三百の団体のうち五割を超える団体が一五%以上になつたという過去の歴史があるわけであります。

その後経済が、バブルと申しまししょうか、好転をしたというふうなこともありますが、また地方税、地方交付税の財源が伸びるという中で、私どもも積極的に、やや余裕のある部分については過去の借金を繰り上げて償還をする、あるいは地方団体にたまつております地方債を実質的に償却処分するといふような意味で、財源対策債の償還基金を設けるなどしたわけであります。そういったことで、この数年公債費負担比率はかなり下がつてまいりました。実は五割を超えておつた団体数が三割まで落ちてきたというのが実態であります。

しかしながら、ここ二、三年のいわゆる財源不足対策あるいは景気対策といったようなことによりまして、どうしても借入金に頼らざるを得ないというふうな状況の中で地方債の増発等がなされたわけであります。また公債費負担比率一五%以上の団体の数がふえてきたという結果になつております。

地域別というよりは団体別に申し上げますと、公債費負担比率はやはり弱小の団体ほど一般的に言つて比率が高いという傾向があるわけでありまして、私ども、そういう数字を見ながら経済対策あるいは財政運営の基本というものを考

えていかなければならないのではないかと思っています。

借金体質に現在なっているのではないかと、御指摘で、そのとおりなのでありますが、地方財政の健全性から申し上げますと、これはやはり徐々に直していかなければならない。一遍に直すというのなかなか難しいわけですが、そういう気持ちで取り組んでいかなければならないと思っておりますが、やはり基本になるのは経済でありまして、国税、地方税を通じて、経済状況を反映してある程度見込み得る税が入っていくというのを私も願っている次第でございます。

いずれにしても、この借入金等は、大きなことは、一つは計画的に償還すべきものは償還を計画的にしていける。これは償還財源というものをきちっと地方財政計画の中に組んで、そして地方団体が計画的に償還をしていく。それから、こういう財政の苦しいときですから、国、地方を通じてということになるかと思っておりますけれども、行政改革というものを推進していく、そういった中で必要となる財源を回すようにする。あるいは、私も、全体として地方税財源の充実を図っていくというように考えて、いずれにしても、地方財政の運営に支障がないように、あるいは御指摘のありましたように健全性を確保していくように努めてまいりたいというように思っております。

○栗原(裕)委員 今の御答弁、いろいろおっしゃいましたけれども、やはり一番大きなのは、とにかくひたすら景気対策に留意をして、景気が回復してくれば、そういうような御趣旨だったと思うわけでございます。

ことしも特別減税というのをやっております。土地等の税制の緩和というのはいずれも大変歓迎をしますし、個人住民税の特別減税というののもそれはそれなりに効果があるのかもしれないけれども、先ほどから議論がございまして非常に、非常に借金体質がかさなって大変なときにあえて特別減税

を実施したということなんでございますが、これは景気対策として効果があると当然思っております。しかし、景気回復の効果が、いかかでございますか。

○佐野政府委員 八年度の税制改正でございますけれども、何と申ししても非常に厳しい経済情勢のもとでございまして、景気回復を確実にする、これが平成八年度の税制改正の最重要課題でございます。そういう観点に立ちまして、所得課税、資産課税、流通課税、それぞれの税制につきましまして網羅的に申し上げますが、あらゆる角度から、いかにして景気回復を確実にものにすることが、税制面からどういった点で支えることができるかという検討をいたしましたものでございます。

今お話のございました特別減税の継続でございますけれども、これも今申し上げました全体の景気回復を確実にするための措置の一つとして位置づけられておりまして、平成七年度に引き続きまして、当面の景気に配慮いたしまして平成八年度の特別減税を実施することによって今御審議をいただいているものでございます。

若干数字を申し上げますと、個人住民税におきましては六千三百億円程度の減税となります。所得税と合わせますと二兆円程度の特別減税を実施することとなるわけでございます。減税は平成六年度から実施をいたしておりますので、所得税、住民税、両方合わせますと平成六年度、七年度、八年度で総額十六兆円を超える規模に達しております。私も、私どもといたしましては、この減税というのは経済に対して好影響を与えるのではないかと、このように考えておりますので、御理解いただければと思います。

○栗原(裕)委員 特別減税を三年間、相当な規模でやっておりますので、景気には大変資している、こういう御答弁でございます。これはこれ以上議論をさせていただいてもなかなか見方が分かれるところでございますので申し上げますが、いずれにしても、本格的な景気回復を我々は待ち望んでお

りますし、そのためにいろいろなことをしているわけでございます。

しかし、大変悲観的な見方もあるわけでございます。まして、例えば今大変話題になっております住専に象徴される不良債権問題、この後ノンバンクとかいろいろな不良債権が出てくるだろう、これがきちっと整理をされないとか本格的な景気回復は望めないんだというふうなエコノミストも相当な数いるわけですね。ましてや、今度この住専の処理をめぐって国会が非常に不正常な状況で、平成八年度の予算の成立もおくれている、こういうことでございます。

私も、景気に対する懸念というものを本場に真剣に考えているわけでございます。きのう行われました岐阜の参議院選挙で、国民の世論が八割、あるいは九割という方もいますけれども、住専の処理に税金を投入するのは反対と言っていたわけですが、やはりその裏には国民の皆様方が、とにかく早く景気をよくしてほしい、そういう切実な要望があるというふうに私は感じているわけでございます。

そこで、悲観論ばかりで話を進めてもしようがないのかもしれないけれども、いずれにしても、地方自治、地方団体の借金体質といえますか、財政の健全化に資するためには、景気の本格的な回復と、それともう一つは、やはり財政支出を切り詰めていく、要するにこれは必要なものは、どのくらいやらなければいけないわけでございます。もう先ほどから答弁がございまして、地方のやる仕事というのはますますふえておる。しかし、一方、それはどんどん湯水のごとく使って、それに伴うものもどんどん使っていくことになる。これは大変なことでございますので、いわゆる財政支出を切り詰めていくという、言ってみれば地方行革というのはどういうふうに進んでおるか、そのことについてお尋ねをしたい、こう思うわけでございます。

○松本政府委員 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、大変厳しい行政環境のもとにおきまして、一方では高齢化対策等、社会経済の変化に伴います新たな行政需要にも対応していくことが求められているわけでございます。そのために自治省では、地方公共団体が簡素で効率的な行政の確立に向けて自主的、積極的に行政改革を進めていただく、これを求めているところでございます。

平成六年十月、おとしでございますが、地方公共団体における行政改革推進のための指針を策定し、地方公共団体に対して通知を申し上げたところでございますが、この指針を踏まえまして、各地方公共団体におかれましては、都道府県、指定都市においては本年度中にはすべての団体が新たな行政改革大綱を策定するなど、住民の理解と協力を得ながら自主的、計画的な行政改革の推進に積極的に取り組んでいただいているところでございます。各地方公共団体におきましては、この新たな行政改革大綱に基づきまして、行政需要の変化や住民ニーズに的確に対応するための事務事業の見直しとか、組織、機構の再編、あるいはスクラップ・アンド・ビルド、そういうものを徹底していただきまして、定員管理の適正化とか住民サービスの向上に向けた事務処理の改善等に取り組んでいくこととしていただいております。

ただ、一方では、御指摘のように高齢化社会等に伴います職員のどうしても避けられない増加とか、あるいは組織、機構、施設等の増加等もございまして、そういうことも十分御理解を得ながら、地方公共団体においてはさらに簡素で効率的な行政の確立に向けて努力を続けていただくよう私も求めているところでございます。

○栗原(裕)委員 行政改革大綱に基づいて自主的に積極的に地方自治体をやっている、こういうこと、御答弁でございますけれども、大変ざっくりばらばらな言い方で恐縮でございますが、地方自治体の中には、どうも金のかかる面倒なことばかり地方に押しつけられて、行革をやれと言ったって

そう簡単にはいかない。もっと露骨に言えば、首長さんたちも選挙で選ばれるわけですから、何となく余り大なたを振るうと反感がある、で、何となく当選していくためにはなるべく事なかれでいた方がよいという、そんなことも現実にあるわけですね。そういうことを考へてまいりますと、結局、親方日の丸だから何とかやってくれるんだ、いざとなったら国が面倒を見てくれるんだといったような甘えがやはり僕はあるような気がするのです。これはもうさくばらんな話で大変恐縮でございますが。

そんな中で、先ほどから議論がございすように、地方には地方分権ということで、ある意味ではこれから仕事がいっぱい移っていく、しかし景気低迷等ございましてなかなかできない。ですから、もうこれは行革をどんどんやっていくなければいかぬ、こういうことだと思ふのです。その行革の中や、一番大きな手段は、これはもう私前々から何回も当委員会と言っているわけでございますけれども、先ほどの公債費負担比率も弱小の地方団体の方が高いということでございすから、そういう弱小の団体がまとまって広域行政、できれば合併、こういった方法が、これはもう地方行革の唯一の、唯一と言つと大変言い過ぎかもしれませんが、やはりこれが決定的な手段だろうと私は思つております。

昨年、住民参議制、こういうことで、有権者の五十分の一が参議をして、隣の町に合併協議会を求めるとか、そういう住民参議制という大変すばらしい法律も通つたわけでございます。この前の委員会でも質問させていただきましたが、どうもPRがいま一つ不足しているというところで、一年たつたわけでございますが、残念ながら今のところ目に見えた改正案の効果もなかなか上がつてない。ですから、これはやはりもう一段何か踏み込んでいかなければならぬのではないかと思ふ、大臣にお伺いをさせていただきますかと思ふ、この地方行革に絡みまして、いわゆる弱小の

団体を中心に合併をしていく、広域行政をやっていく、まあ言葉がいいかどうか分かりませんが、行政のリストラをやっていく、こういうことについての大臣の御所見をお伺いしたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○倉田国務大臣 栗原委員の御指摘でございますが、自治省といましては、市町村の合併につきまして、市町村の行政財政基盤の強化を図つてまいります上にも有効適切な方策であるといふふうに考えております。今回の改正に伴いまして、自主的な市町村の合併を推進する観点から、昨年、住民参議制度の創設、あるいは合併市町村の町づくりを支援していくための財政措置の強化、あるいは相応の行政財政措置の拡充を図らせていたところでございす。

委員御案内かと存じますが、具体的には、合併市町村に對します、合併によりまして地方交付税の額の減少が生じないようにするための特例措置であるとか、また合併に伴いまして過疎地域の指定から外れる場合におきましては経過措置といったしまして過疎債の発行を認めるなど、具体的な所要の対応をさせていただいてきたところでございす。

御指摘にございました、合併特例法の改正におきまして創設をされました住民参議制度の活用状況は、現在全国で六件ほどございす。各地におきましてこの住民参議制度に対する関心が年々高まつていゝものというふうに考えておるところでございますが、自治省といつたしましても、この制度が有効に活用でき得ますように、今年度は、都道府県や市町村に對しましてシンポジウムの開催とか講師派遣を通じて合併特例法の改正趣旨等の周知を図りますとともに、一般の方々にもわかりやすいパンフレットなどを配布いたしまして、合併に關します情報提供を積極的に行かせていただきたと考へておるところでございます。今後、改正をしていただきましたこの合併特例法を十分運用いたしまして、自主的な市町村の合

併の推進のためには積極的に取り組みを行つてまいりたい、こういうふうに考へておるところでございます。

○栗原裕之委員 私が申し上げたいのは、ぜひもうちよつと一段と踏み込んだことをしていただければどうかというふうに申し上げて、自治省、自治大臣としてこの市町村合併が進みますように格段の御配慮をお願いしたい、こういうふうに思ひます。

次に、地方税について、特に固定資産税等について御質問をしたいと思つてございす。

御案内のように、土地の公示価格が五年連続下落といふことと考へます。これは今後どうなるかといふことはなかなか予想がつきにくいと思ひますけれども、今議論がございす住専や、あるいはノンバンクや銀行が抱えている不良債権、こゝういったものを処理していくことを通じて、例えば不良債権の回収を政府の案ですと十五年、新進党の案ですと五年といふことと考へますけれども、いずれにしても相当土地の投げ売り等も出てくるのか、そういう懸念もございす。土地の値段が下がるといふのは、これは歓迎すべきことなのかもしませんけれども、この前のいわゆる総量規制の反省から、余り急激なことをやつてはまずいな、こういうふうにも思つております。いろいろな意味でこの土地の動向といふものが今後の経済の状況を大変大きく左右するのだから、こういうふうにも思つております。

そこで、こゝとは固定資産税の負担調整率の変更をしております。また、来年は三年に一度の土地の評価がえの年でございす。この平成九年の、三年に一度の土地の評価がえについての基本的な考へ方といふものをこの際お伺いをしておきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○佐野政府委員 今お話しございましたように、固定資産税につきましては三年に一度評価がえを行つておりまして、評価の均衡化、適正化を進めたいと思ひます。前回の評価がえが平

成六年度でございましたので、今回は平成九年度に評価がえを行うということで現在作業をいたしておるところでございます。

平成九年度の評価がえの基本方針につきましては、自治大臣の諮問機関に中央固定資産評価審議会という諮問機関がございすけれども、この審議会におきまして、一昨年、平成六年の十一月十四日に平成九年度の評価がえの基本方針につきまして了承をいただいて、私どもの方から都道府県あてに通知をいたしておるところでございます。

その内容でございますけれども、土地の評価につきましては、評価がえの作業の関係等を踏まえまして調査基準日というのを設定をいたしております。これを平成八年の一月一日を調査基準日にすると、これを平成八年の一月一日を調査基準日にすると、平成六年度にも地価公示価格の七割程度を目標として評価を行うということと考へておりますけれども、平成九年度におきましてもこの平成六年度の考へ方を踏襲したいといふように考へておる次第でございます。

そういうことになりましたと、今お話しございましたように、地価公示価格等が地価が下落をいたしておりますので、平成九年度におきましますそれぞれの土地の評価額はこ数年の地価の下落というのが的確に反映されるということになるのではないかと考へておる次第でございます。

それからまた、納税者の方々の固定資産税に対する御理解を深めていただく必要もございすので、評価の基礎となります路線価等の公開を積極的に推進してまいりたいと思つております。また、納税者の方々に課税明細書の送付をするというところで、これも従前からやっておりますけれども、こういうことにつきましても引き続き推進してまいりたいと思つておる次第でございます。

○栗原(裕)委員 時間がだんだんなくなつてまいりましたので、通告した質問を多少省かせていただきますけれども、いずれにしましても、固定資産税等につきましては、戦後ずっと土地の値段といふのは毎年毎年幾らかずつでも上がつてきた。それで土地神話が生まれたわけでございます。し

かし、ここ五年間ずっと下がっている。場合によつてはこれからの下がっていくだろう。そうすると、今まで固定資産税を納めていた人たちは、まあいずれ土地は上がるんだから少し高くても我慢しようや、こう思っていたのですけれども、これは下がってくるとなると、冗談じゃないぞ、こういうことになるわけでございます。固定資産税のあり方についてはやはりこれからいろいろとお考えをいただきたい。できれば大臣に御答弁いただきたいわけですが、時間がございませんので、大変恐縮でございますが次の質問に移させていただきます。

最後に、防災関係についてお尋ねをしたいと思つてございます。

阪神大震災が起きてから一年余たつわけでございます。改めて犠牲者の皆様方の御冥福と被災者の皆様方へのお見舞いを申し上げたいと思つてございまして、震災が起きた当初は、いろいろ混乱がございましたし、マスコミ報道あるいは政党の中にも、とにかく震災が起きて後の処理が悪い。新進党さんのごときは、まるで村山総理がいるから震災が起きたみたいないない方も、私どもも聞かせるような言い方までして、相当大きな議論になつたわけでございますが、こうやって一年たつてみて、やはりここで冷静に考える必要があるというふうに思っているわけでございます。

その中で、例えば、神戸市、西宮市、芦屋市、これが大震災によって一時的に人口が減っているのです。例えば、芦屋市などは平成二年に比べて一四・三％のマイナス、西宮市が八・六％の人口が減っている、こういうことでございます。

この前、新進党の皆様方が欠席なさつたときに、社民党の山口委員から、いわゆる地方交付税の算出基準をもっと簡明化すべきだ、しかし、財政需要はいろいろ、仕事が多いのでそんなに簡単にできない、そういう議論が、私も聞いておつた大変勉強になったわけでございます。新進党さんはあのとき欠席だったものですから大変残念だったのですけれども、そういうことも踏まえ

て、人口が減少するということになりますと、当然地方交付税は減るのです。しかし、これは震災によつて一時的に減っているというふうに見た方がいいと思うわけでございます。復興してくれば当然帰ってくる。帰ってくれば、ではふやせばいいじゃないか、こういう考え方もあるかもしれないけれども、やはりこれは震災対策という面で、人口が減少したということに対して特別な何か特例措置を講ずる必要があるのではないかと思つてございしますが、その点はいかがでございましょうか。

○遠藤(安)政府委員 震災を受けた団体につきましては、平成七年度の国勢調査の結果、平成二年の国勢調査の人口をかなりの団体が下回っているという、御指摘のとおりであります。

平成八年度の普通交付税の算定は、現在御審議いただいております改正法案が国会を通りますれば直ちに算定作業に入りたいと思つておられるわけですが、基本的にはやはり新しい国調の人口を使つて計算をいたしたいと思つております。

ただ、人口が急激に減少するという団体が、震災だけではなく最近では炭鉱の閉山とかそういう事情に基づいて急激に人口が減少をするというふうなことがありますので、一般的な人口の減少については人口急減補正というものを適用しておられるわけですが、こういう急に人口が減つたという団体については短期急減補正という新しい補正をつくつておりまして、私どもは基本的にはこれによる緩和措置というものは適用されるのではないかなというふうに思つております。

ただ、地方団体の実態等もよく調べてみまして、そういう上での現在の短期急減補正で対応できるかどうか、そういう点も新たに判断をしながら、この八年度の算定に向けて検討していきたいというふうに思つておられる次第でございます。

○栗原(裕)委員 いずれにしましても、震災で大変な被害を受けておられるわけですので、このほかにもいろいろと地方団体に対しての、特に

震災で大変厳しい被害を受けられた市町村に対しては、自治省としてもできるだけのことをしていただいているということはおわかりかと思います。格段の御配慮をお願いしたいと思います。

ちょうど質問時間が切れましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○平林委員長 山名靖英君。

○山名委員 新進党の山名靖英でございます。

本日は、いわば久方ぶりに委員会に出席をさせていただいたわけですが、今回の国会の状況の中で、私たちは議論を否定しておられるわけではございませんで、むしろまともないわゆる議論をしよう、審議要求をしておられるわけでございます。残念ながら、それを打ち切り、採決を強行しようとしたところに今回の事態の原因があったことを申し上げなければなりません。ともかく、国民生活に影響があり、そして日切れあるいはその扱い等の問題で私たちは今回の審議に応じたわけでございますし、この上は、速やかに採決の後、本会議で採決をされることを望むところでございます。

さて、質問に入らせていただきたいと思います。最初、地方の財政問題全般について、若干の御質問をさせていただきます。

平成八年度の国の一般会計予算を見てみますと、一般歳出は前年度の二・四％増、四十三兆一千四百億円でございまして、財政投融資計画も、前年度の一・九％増の四十九兆九千二百億円で、要するに、極めて抑制型、こういうことになっておられるわけでございます。我が地方財政におきましては、平成八年度においては巨額の借入金、借金を抱えた上に、いわば過去最大の収支不足というものが見込まれるわけでございます。先ほど来のお話のとおりであり、危機的な状況ではないかと言います。

そこで、質問の第一点ですが、こういった財政環境の厳しい中で、この平成八年度における地方財政にどのように対処をされてきたのか、加えて

近年の財政状況の変化を踏まえて、まずお伺いをしたいと思つています。

○遠藤(安)政府委員 お答えを申し上げます。

平成八年度の地方財政でございますが、まず歳入面から申し上げますと、所得税、住民税の減税が実施されることに加えて、地方税自体も前年度とほぼ横並びということでございまして、また、地方交付税の法定分につきましては、これは前年度より下回るというふうなことでございまして、一般財源の大宗であります地方税、地方交付税が伸びない、あるいは落ち込むというふうな状況であります。

財政が厳しい状況でございますので、私どもも、これまで大変伸びてまいりました歳出面での地方単独事業、こういったものも対前年度三・一％というように抑制型にしたわけでありまして、歳出面では、やはりこれまでの多額の借入金といったようなものを背景に公債費がかなりの程度増加するというようなことがございまして、平成六年度、七年度に引き続きまして大幅な財源不足、しかも通常収支では、五兆七千五百億というように御質問にありました、過去最大の収支不足ということになったわけでありまして。

一方では、この平成七年度末で百二十四兆円を見込まれる多額の借入金を抱えているというふうな状況の中で、この地方財政対策を講じたわけでございます。地方財政全体の財源不足は約八兆六千億ほどございしましたが、所得税、住民税の減税約二兆九千億弱につきましては、これは平成六年度、七年度で既に例がございまして、所得税の減税に伴う地方交付税への影響については交付税特別会計の借入金で処理し、それから住民税の減税については減税補てん償を発行するという過去のルールに乗つたわけでありまして。

問題は、通常収支の不足の約五兆七千五百億であつたわけでありまして、これにつきましては、国庫当局とかなり厳しい折衝をしたわけでありまして、御案内のとおり、地方交付税法の六条の第三項という規定に該当する年とな

るわけでございまして、従来のように財源不足分を一括借入れをして後年度返していくというところではなく、何らかの制度改正あるいは交付税率の改正といったようなものが法律上規定されておるわけでありますので、大変厳しい折衝ではありましたが、最終的には、財源対策債で二兆三百億、そして地方交付税の増額で三兆七千二百三十三億を措置するというにいたしましたわけであります。

この三兆七千二百三十三億のうち、国と地方は折半と申しますか、国の方に最終的には二分の一責任を持っていただくということにいたしましたわけでございまして、法定加算で既に決められております額ではありますけれども、四千三百三十八億を全額としは入れていただく。それから、過去、地方が貸しておいた残額が一兆円ほどあるわけですが、その中から四千二百五十三億は繰り上げて償還をしていただく。臨時特例加算という名称を用いておりますけれども、少なくとも、一般会計から直接に交付税特別会計に入ってくるお金が八千四百億ほどふえたという措置、国の方も極めて厳しい財政事情の中で、こういう措置をとっていただいたわけであります。残りの一兆二千二百五十五億五千万円につきましては交付税特別会計で借り入れますけれども、これは国が元利を支払っていただくということでございまして。そして、地方の持ち分でありまして一兆八千六百十六億五千万円につきましては、これは交付税特別会計で借り入れをして補てんをするということ、全体的には地方財政の運営に支障がないように地方財政計画を組んだ次第でございまして。

○山名委員 要するに、極めて厳しい地方財政の環境の中で、地方財政計画策定に当たってはいろいろと御苦労をされたわけでございまして。ただ、結果的には、今もお話がありましたように、借入金が増え続け、今の話では、平成七年度で百二十四兆、平成八年度末では百三十六兆、こういう借入金の残高になるわけでございまして。百三十六兆、これは国民一人当たり百八万円である、標準

世帯では四百三十万円、こういう膨大な借金を抱えることになったわけでございまして、こんな借金財政をいつまでも地方財政の中で抱え込んでいたのでは、とても地方の活性化も福祉の推進もできないわけでございまして。早くこういう状態を脱皮しなければならぬのは当然であります。なぜこのような形で借入金が増え続けているのか、その原因はどこにあるのか、この辺についての分析を簡明にお願いをしたいと思います。

○遠藤公彦 政府委員 御指摘のように、地方の借入金の残高が平成八年度末で百三十六兆円を超えるものと見込まれております。これまで借入金につきましては、昭和六十二年ぐらいからバブル等の影響で地方税、地方交付税の収入が順調であったわけでありますので、交付税特別会計の借入金はその一割、約七千億弱というところまで繰り上げて償還をしてまいりましたし、五十年代に十兆円ぐらいい出した財源対策債につきましても、そのほとんどを地方団体に財源対策債の償還基金というものを設置いたしまして実質上償却をするというような措置を講じてきたわけであります。その後急激にまたふえてきたわけでございまして。一つは、景気の後退に伴います地方税収の落ち込み、あるいは、所得税、住民税の減税に伴う減収額を補てんするための地方債を発行したところ、あるいは、交付税特別会計における借り入れを行ったということがあります。起債の種類で申し上げますと、財源対策債あるいは減税補てん債、それから単年度における予定の税収が入らなかつたということに伴う減収補てん債といったようなものも発行をしてきたということが一つはございまして。

それからもう一つの要因としては、景気低迷が続く中で、平成四年度、五年度、それから今年度、七年度におきまして、経済対策のために公共事業あるいは地方単独事業の追加措置をいたしてございまして。これらにつきましては、地方負担あるいは単独事業の増加分につきましては、税収

がふえたというわけでありませんので、財源としては地方債に頼らざるを得ないということで地方債を増発したわけであります。こういって要因が重なりましたと地方の借入金残高が急増をしたということであり、私も、ある意味ではやむを得なかつた借り入れ措置であったというように認識をいたしております。

○山名委員 わかりました。今お答えいただきましたように、総じて言えば、地方の借金をこまめに増大せしめた大きな原因の一つは、景気の後退、そしてその景気を一日も早く浮上させなければならぬという経済対策、景気対策に、借金をしてまでも地方単独事業等にお金をつぎ込んでいった、こういうこととございまして。そういう意味では、地方はこの景気対策に今日まで全力で取り組んできたのだ、この認識をやはり国としても大蔵省としても持つてもらわなければいけないのではないかと。勝手に地方がそれ好きなことをやるために借金をしたのでなく、本来国が責任を持つて対処すべき景気対策、経済対策に地方は大きく乗り出して、その結果としての大きな借入金を抱えた、こういう認識を、きょうは大蔵省から来ていただいておりますので、この際ぜひとも持つてもらいたいと私は念願をするところでございまして。

国の台所が厳しいことは当然よく承知をしております。しかし、いわゆる国内総支出、GDEの二割を占める公的部門、その四分の三は地方の支出である、こういう認識もやはり同時に持つていかなければならない。それだけ経済対策の中で地方が果たす役割というものが、今そういう数字で示されているように重要になっておるわけでございまして。そういう意味では、景気対策一つを進めるについても地方を度外視して景気対策はあり得ない、景気対策のみならず、国のあらゆる施策というものはそういう意味で地方を抜きにしては推進はできない、こういうこともあわせて大蔵省にも認識を持っていただきたいと思います。

そこで、きょうは大蔵省に来ていただいておりますのでお伺いをしたいと思います。こういった国、地方を問わず大変財政環境が厳しい中で今年度の地方財政対策が決定をいたしました。過去の地方財政対策において大蔵省、自治省の間で覚書が交わされて今年度加算することとされている八千三百十三億、これが実際加算されてい

ないわけでございまして。住専ではないけれども、大蔵省は覚書が大変お好きな省のようでございますが、実際加算すべきこの八千三百十三億が後年度に先送りされている。これは一体どういう理由からそういうふうになったのか、お伺いをしたいと思います。

○三國谷説明員 先生御指摘のとおり、現在、地方の財政状況も厳しい状況にございまして、一方、国の財政状況も、当初予算ベースで税収が前年度を二兆円以上も下回るといふことに厳しい状況下にございまして、八年度予算はこのような状態のもとでの編成だったわけでございまして。このような状況のもとで、国の八年度予算でございまして、二十兆円を超える公債依存によらざるを得ませんで、また、そのうち償還財源の手当てのない特例公債につきましても十兆円を上回るというまことに厳しい状況でございまして。特例公債につきましても七年ぶりという深刻な状況でございまして。

このような状況のもとにあって、今年度の地方財政対策におきましては、法定加算四千三百三十八億円のほか、過去の特例減額に係る返済につきまして一部四千二百五十三億円を繰り上げて加算するという措置を講じさせていただいたわけでございまして。

こういった措置は、現下のまことに厳しい財政事情のもとで、私どもとしてもとり得る可能な限りの措置を講じたわけでございまして、覚書加算につきましては、その加算を行うことはできませんでしたが、これにつきましては後年度の法定加算にすることとしておるところでございまして。御理解賜りたいと思っております。

○山名委員 大体予想された答弁でございまして、国の財政事情の厳しいことは、先ほど申しましたように認識しておるわけですよ。例えば四千三百八十八億円という法定加算、今回されておりますけれども、こんなものはそもそも法律に、平成八年度に加算します、こういうふうに明記されておるわけですよ。ですから、そんなに胸を張って言ってもらはうほどのことをやっておられるわけじゃなくて、法律で明記されたことを当然のようにされただけのことであって、むしろ、過去において必ずしもこのような法定どおりに加算されていない、いわば法律違反、これが問題であるわけですよ。今回、法律に定められた加算額をきちんと加算された、それそのものは評価いたしますけれども、言ってみれば当たり前のことをされただけ、こういうことでございまして。

問題は、先ほど言いました八千三百十三億円、これは過去の交付税特別会計借入金金の利子で国が負担するとされてきたものと平成八年度分の合計がそういう額になるわけですが、毎年度の地方財政対策等の結果として、大蔵、自治両省の覚書によりまして交付税総額に加算するということを国が地方に約束をされているわけですよ。これは公に約束をされているわけですよ。この八千三百億余りがちゃんと加算されておったならば、今年度償還予定の交付税特会の借入金金の元金償還分四千二百六十五億円を繰り延べすることなく国にも返済できたはずであります。今年度行った臨時特例加算、先ほど御説明いただいたわけですが、これは加算といっても過去に交付税特会が国に貸したお金を繰り上げて返してもらっただけのことでありまして、改めて国から新しいお金を新しい制度のものでいただいたという性格のものではないはずであります。その特例加算措置四千二百五十三億円も当然、八千三百十三億円という加算がされておれば、そういう措置を行う必要もなかったのではないかと。ちょうどこの二つを足しますと八千五百億、当初の八千三百十三億に見合うわけですが、要は、国が決められた加算をきちんと

していただいているのならば、交付税特会が返すべき借金の元金を繰り延べたり、あるいは逆に過去に貸したものを繰り上げて償還する、こういう苦しいやりくりをしなくても済んだのじゃないか。何か切り張りのようなこういう処理の仕方にも私は甚だ不満を感じるところでございまして。ともかく、約束をされたわけですから、決められた約束どおりそれをやってもらわなければいけない、それではなければ国と地方の信頼関係にも大きな影響を及ぼすわけではございません。国家の姿勢としてこれは極めて問題ではないか、このように思っておりますが、改めて大蔵省の御見解を承りたいと思ひます。

〔委員長退席、総務委員長代理着席〕

○三國谷説明員 国と地方は公経済を支える車の両輪でございまして、両者がバランスのとれた財政運営を行っていくことが必要と考えております。繰り返しになりましたが、恐縮かもしれませんが、八年度の公経済の収支は、国税が大幅減収、地方税も横ばいというまことに厳しい状況下でございました。こういった中で、国及び地方ともに経費の節減合理化に努めるとともに、足らざる部分につきましましては公債の増発等によって対処せざるを得なかったところでございまして。

本年度予算におきまして一般会計からの加算は、こういった国の方も特例公債に依存しているという厳しい財政事情のもとではございまして、特例公債に依存しながら、いわばキャッシュで一般会計法定加算を超えている繰り入れを行っているということを御理解賜りたいと思ひます。

今後とも国及び地方ともに厳しい財政事情が続くと思われまします。今後とも国及び地方とも財政資金の効率的活用を図りながら、また経費の節減合理化に努めていきながら今後の財政運営をしていかなくてははいけないと考えておりますが、その上で、各年度の地方財政対策につきましましては、両者が公経済を支える車の両輪であるという基本的な考え方に立って、その時々、国及び地方の財政状況を十分踏まえながら、地方財政の運営に支障が

生じないよう適切に対処してまいりたいと考えております。

○山名委員 車の両輪であつても人格ある車です。から、その辺の対応については今後ともしっかりとお願いをしたい。国としても、地方財政が円滑に機能し、その財政運営に支障が生じないようなそういう責任を持った対応、そして国と地方の財政関係が良好に運営されるように要望しておきます。やむを得ない措置であつた、ぎりぎりの措置であつた、今回は何かぎりぎりという言葉がはやっておりますけれども、そういうことで葬り去るということのないように、ひとつ今後の対応を大蔵省としてぜひお願いをしたい。帰って、大臣に言ってください。

次に、自治省にお伺いしたいと思います。

今年度、平成八年度の地方財政の大幅な収支不足に對しまして、今回、単年度限りの特例措置が講じられたわけでありましても、このように厳しい財政状況に對して、単年度限りの措置ではなくて、もはや恒久的な措置を講じるべきではないかと私は基本的に思ひます。平成六年、七年、八年、三年連続で収支不足が明らかになり、また予測をされるわけでありましても、先ほど大蔵局長おっしゃいました地方交付税法の第六條の三の第二項ですか、これに基づいた地方財政制度の改正あるいは交付税率の引き上げ、こういった措置をやはり考えていかなければいけないんじゃないかと、もうその場限りの、単年度限りの特例措置ばかり講じているようでは抜本的な解決にならない、こういうふうに私は思ひますが、これは大臣、いかがですか。

○遠藤安政政府委員 ちょっと法律の解釈の問題もありましますので、私から答弁させていただきます。

御指摘のように、この交付税法の六條の第三項の規定は、二年以上大幅な財源不足が生じ、見込み得る三年目も大幅な財源不足だというふうなときには、地方財政制度の改正が交付税率の引き上げを行うということになっております。私ども

も、この規定があることを念頭に置いて地方財政対策に臨んだわけであります。最終的には、先ほど御答弁を申し上げましたような形で地方財政対策を決定をいたしましたわけであります。

単年度限りの措置ということではありますけれども、この地方財政制度の改正という中には単年度の措置も入るといふ前例もあるわけでありまします。やはり望ましいのは、長期的に見てこういう財源不足の状況が恒常的であるというふうな見込みが立ったときには、恒久的な措置を講ずるのは当然であります。

しかしながら、平成八年度を見てみた場合に、やっとこれまでの経済対策の効果というものが出てきて景気が上向いてきているという状況がございまして、その状況を見きわめ、税収、特に地方税収入、国税収入、こういったものがどうなるのか見きわめる必要があつたこと。それからもう一つは、平成九年度に地方消費税の創設を控えているわけでありましても、平成八年度中に税制改革の議論が、これは法律に書いてあるわけでありまします。この当然予定をされている。この税制改革の結果がどうなるかということを見きわめる必要があるのではないかと、こういうことから、恒久的な制度改正は必ずしも適当でない、こういった状況というのを見定める必要があるということで、その六條の第三項の規定に基づく平成八年度限りの特例措置ではございまして、通常収支不足にかかわる地方交付税の増額による対応について、国と地方とが折半をしてそれぞれ補てん措置を講ずるということではございまして、今回関連の交付税法等の改正案を御審議いただいているところでございまして、この点よろしく御理解を賜りたいというふうに思っております。

○山名委員 要するに、今後の経済状況等も見ながらということでありましても、確かに景気の動向、若干明るさが見えつつあるような感じでもございまして。しかし、完全失業率という面からいっても、まだ昨年の十二月で三・四%ですが、二月連続で過去最悪の状態、あわせてアメリカ、

ヨーロッパ等の景気先行きが不透明、輸出部門に
ついてはその伸び傾向というものは非常に懸念さ
れている、本格的に景気が回復される道はまだ遠
いのではないか、こういう思いがあります。
今もお答えいただいたんですが、例えば平成九
年度において完全に景気が回復し、財政環境が好
転するということがなれば、まだそこに
至ってもそういう状況が見えない厳しい状況が続
く、こういった場合、さらに大幅な収支不足が生
じるといふことならば、やはり私は、思い切って
そのときこそ、先ほど言いました地方交付税第六
条の三の第二項に基づく恒久的な制度改正及び交
付税率の引き上げを断行すべきである、このよう
に申し上げたいと思いますが、総まとめで大臣の
方から、その辺の取り組みについて、地方財政の
再建に向けての決意も含めて御見解を承りたいと
思います。

〔穂積委員長代理退席、委員長着席〕

○倉田国務大臣 山名委員からいろいろ御指摘が
ございましたが、平成九年度におきます地方財
政対策につきましては、経済の動向であるとか国
及び地方の財政状況などを現時点で見通すことは
困難でございますので、何とも申し上げることは
できませんが、中長期的に見まして、国、地方の
財政事情がまことに厳しい状況にあることは言う
までもございませぬ。このような状況を十分踏ま
えてまいりますと、その時点におきます
地方財政収支の状況等に基づきまして、御指摘の
ような点もよく考えまして適切に対処をしてまい
りたい、こういうふうに考えておるところでござ
います。

○山名委員 このことばかりやっているわけにい
きませんので、次の質問に移りたいと思います
が、地方税の関連で何点かお伺いしたいと思いま
す。

今回の改正案を見ますと、特別減税あるいは固
定資産税の負担調整率の変更という減税項目がほ
とんどございます。もう九割以上、ところが、
個人住民税の均等割につきましては、年額で八百

円という引き上げを行う、こういうことでござい
ます。今回の地方税の改正の趣旨というのは、当
然経済状況を勘案して住民負担の軽減、合理化を
図る、こういうのがねらいであるはずでございま
して、そういう意味では、一方で減税しておき
ながら、個人住民税均等割については十年ぶり
とはいえ引き上げを行う、これは逆行しているの
ではないかと率直に私は思います。むしろ、景気が
好転するまでこういった均等割の引き上げについ
てはもう少し据え置き、見合わせをすべきではな
いか、このように思いますが、あえて引き上げを
される理由についてお伺いをいたします。

○佐野政府委員 平成八年度の税制改正につぎま
しては、先ほどお話しございましたように、当面の
景気に配慮をしまして、例えば個人住民税の特別
減税を行うとか、その他各種の措置を講じてお
るところでございます。

今お話しございました個人住民税の均等割の問題
でございますけれども、これは昭和六十年に改
正をされましたから平成八年度で十一年間据え置
かれるということになりまして、これはやはり随
時社会情勢に対応して定額課税を見直す必要があ
るわけでございますけれども、十一年間据え置か
れていたその間の国民所得等の推移、それから均
等割の性格から申し上げますと、やはり地域社会
の費用につきましては住民の方々等しく分担をお
願いをする、こういった均等割の性格、こういう
ようなことも考慮いたしまして今回お願いしように
いうものでございます。

したがって、この均等割、今回お願いして
おりますのは、例えば所得割の特別減税とは異なる
観点から行われているものでございまして、定
額課税につきましては一定の時間が経過した後
にこのように見直し措置を講ずる、先ほど申し上
げておりますように十一年間据え置かれておる、
こういうようなことも勘案して今回見直しをお願
いをしておるものでございまして、御理解いた
ければありがたいと思っております。

○山名委員 性格が違ふとはいえ、ちょっとちぐ

はぐな感じもいたします。こういった思いを持っ
て、地域住民の皆さんの負担増につながるような
こういう事態はやはり私は避けなければならな
い、こういうふうに思う次第でございます。検討
できるならぜひお願いしたいと思うのです。
一方で、今後地方分権も推進をしていかなけれ
ばならない、こういう時期にもございます。そう
いう意味では、地方税の充実強化というのが大き
な課題でもございます。今後の税制改革によって
安定的な地方税体系というものが構築される、
地方税源の拡充がやはり望まれていくのではない
か、こういうふうに思っております。

とともに、法人課税の問題について若干お伺
したいと思うのですが、我が国は主要な諸外国と
比べて法人に対する実効税率が高い、こういう議
論が久しいわけでございます。自治省といたしま
して、地方税における法人所得課税のあり方につ
いてはどのような見解をお持ちで、どういった検
討をされているのかお聞かせをいただきたいと思
います。

○佐野政府委員 法人課税、地方法人課税の問題
でございますけれども、国税、地方税を合わせま
して、我が国の法人課税の実効税率を外国と比較
をいたしますと、ドイツを除きますと、例えばア
メリカやフランスなどに比べて高いということが
言われているわけでございまして、政府の税制調査
会におきまして、こういった点も踏まえまして、
また我が国の産業の国際競争力が維持されて企業
活力が十分に発揮できるように、法人課税のあり
方につきまして本格的な見直しをするということ
で、昨年の秋に政府税制調査会の中に法人課税小
委員会というものを設置をいたしました、それぞ
れ専門的な立場から今議論がなされているところ
でございます。

この法人課税の検討の方向につきましては、従
前から政府税制調査会で果実にわたる答申がござ
いまして、この中では、法人課税が財源だとか税
体系に占める重要性、こういうことにも留意しつ
つ、税率それから課税ベース、この両面にわたっ

て包括的な検討をする、こういうようにされてい
るわけでございまして。

地方法人課税におきましても、同様の観点から
検討を行う必要があると考えておりますけれど
も、ただその場合におきましても、それぞれい
ろんな国と比較をいたしまして、地方自治制度な
り地方税制度なり全体の税制制度なり、そういう
点はおきまします法人所得課税の地位、それから今議論
になっております地方分権の推進状況、こういった
たもろの観点も踏まえた総合的な検討が
必要ではないかと考えておる次第でございます。

○山名委員 その際に、特に法人事業税につぎま
して一言申し上げたいのですが、従来から課題と
なっておりますいわゆる外形標準課税方式、今ま
では所得課税方式なんですから、その外形標
準課税方式の導入によって安定的な税体系の構築
をすべきではないか、このように考えるわけでご
ざいます。

私は、高齢社会にふさわしい地方税体系を構築
していくといういわば中長期的な観点からこの地
方の税制改革を考えると、この法人事業税の
外形標準課税というものの移行というのは今後
の税制改革の中心課題、中心課題でなければなら
ない、このように常々思っておりますが、これに
ついての御見解を、簡単に結構でございますか
ら、お伺いしたいと思います。

○佐野政府委員 今御指摘の法人事業税の外形標
準課税の問題でございますけれども、法人事業税
につきましては、これは応益課税と言われており
ますが、そういった税の性格、それから今御指摘
のございました地方税源の安定的な確保、また赤
字法人に対する課税の適正化の観点、こういった
たもろの観点から外形標準を導入することが望
ましいのではないかと、こういう議論が従来からな
されておるところにつきましては私も承知をい
たしておるところでございまして。

また、平成七年度の税制改正に關します政府の
税制調査会の答申におきましても、事業に対する

応益課税としての事業税の性格だとか、また都道府県の税収の安定的な確保だとか、赤字法人に対する課税の適正化等の観点から、引き続いて検討していく必要がある、こういった答申もなされているところをごさいます。今後、先ほど申し上げました法人課税のあり方全体の検討の中でこの問題につきましても検討されるものであるというふうに考えておる次第でございます。

○山名委員 ぜひ今後の検討をお願いしたいと思います。

次に移りたいと思いますが、地方分権に関連いたしまして御質問をしたいと思います。

この地方分権をめぐる議論というのは本当に相前から行われてまいりまして、地方制度調査会が第一次答申を出したのは四十数年前ということでございます。その後、この地方分権に対しての議論がだんだんと沸騰してまいりまして、自治省としても中核都市構想やパイロット自治体構想、こういった事業をやりながら地方分権の具体策を進めていったわけでございます。

昨年十二月に地方分権推進委員会がまとめた検討試案というのがございまして、これは地方分権を今後推進するための第一歩として私は評価をしておるところでございます。この検討試案は、いわゆる機関連任事務を原則廃止する、あるいは必要な事務については自治事務で行う、こういった内容のものでございまして、この検討試案に対して、各省庁は一斉に全国的な統一性、公平性あるいは共同作業等の観点から反発をされているやに聞いております。

確かに、全国的な規模や視点に立つて行わなければならない事務等は国の役割でありまして、これは分権推進法にもうたわれているとおりであります。しかし、各省庁はここのみを強調いたしまして、住人の身近な行政は住民の一番身近な地方団体でこれを処理する、という観点で薄れているのではないかと、基本認識が非常に欠けているのではないかと、私はこのように思います。こんな論法なら、今後地方分権は進みません。何一つ前進はし

ない。地方六団体もこういった各省庁の反発に対して異論も唱えているところでございます。

ともかく、この地方分権推進委員会のいわゆるくらしづくり部会だとか地域づくり部会等では、福祉、教育あるいは町づくりについて国の権限を大幅に縮小する、というまとめをしております。今月末にその中間報告が出されるようでございすけれども、これまでの経過を踏まえて、国と地方の役割分担、特に機関連任事務のあり方について今度どのようにされていくのか、お考えを伺いたいと思います。

○松本府委員 答え申し上げます。地方分権の推進に当たりましては、地方分権推進法第四条に明示されておりますように、国と地方公共団体との役割分担を明確にするともに、それに即して、機関連任事務制度の抜本的な見直しを初め地方公共団体への権限移譲、それから国と地方との関係の調整、国の関与や配置規制等のあり方でございますが、そういうものの緩和、廃止、補助金等の整理合理化等の措置を講じ、地方公共団体の自主性、主体性を高めていくことが重要だと考えているところでございます。

委員今御指摘になりました機関連任事務制度につきましましては、昨年の十二月に地方分権推進委員会がこの機関連任事務制度に係る検討試案につきましましてお示しになり、機関連任事務制度そのものを廃止した場合におきます新たな地方公共団体の事務のあり方にまで踏み込んで御提言をなさったということ、私どもとしても評価をいたしているところでございます。

機関連任事務制度につきましましては、地方制度調査会の答申等で指摘いたしておりますとおり、地方自治の本旨との関係とか地方団体の自主性、自立性の確保、あるいは事務処理責任の所在の明確化あるいは事務処理の効率化、そういうような観点から制度自体を見直していく必要があると私どもも考えているところでございます。

それに對しまして、御指摘にもありましたように、この地方分権推進委員会の意見聴取の場にお

きまして、関係省庁等から全国統一性の確保や広域的な調整等の理由を挙げまして機関連任事務制度の見直しについて慎重な姿勢も示されていると伝えられていたところでございす。一方、地方団体側からは機関連任事務制度の廃止に向けての強い改革の意見表明もなされているところでございす。

いずれにいたしましても、地方分権推進委員会におかれましては、国と地方公共団体との役割分担の明確化、その基本的な考え方とか機関連任事務制度のあり方、あるいは国と地方公共団体との調整の問題などにつきまして、さきに行われました両部会の報告もあわせて御審議され、地方分権推進委員会としての中間報告を取りまとめて、年末にも予定されております具体的な指針の勧告に向けてさらに熱心な議論を重ねられ、実りある成果が得られますよう期待をいたしているところでございす。

○山名委員 地方分権を進める上で大事な観点、問題は財政的な裏づけであります。地方が権限の移譲あるいは機関連任事務の廃止等によつていわゆる自主的に行う事務事業、この財源は地方のみならず、その判断と責任で確保するのは当然でございす。その分権を支える財源は基本的には地方税を中心にするべきでありまして、現在の地方税というものは偏在による財源不均衡というものがあつて、それを是正するために地方交付税の充実が欠かせないわけでございす。さらに、地方への権限移譲に伴う事務事業についての財源というものは、基本的には国税から地方税として地方交付税、こういう振りかえによつて得るべきものではないかと、こういうふうに思う次第でございす。

さきの分権推進委員会でも、現在四兆円あるところの奨励補助金を半分の二兆円を廃止いたしまして、それに相当する財源について、一兆円を地方税、残りの一兆円は地方交付税に振りかえるべきである、こういう提言を行っております。こういう提言を踏まえまして、今後地方分権を進める

上での税財源のあり方についてどのようにお考えなのか、簡単明確にお答えください。

○倉田国務大臣 委員御指摘のように、地方分権の推進につきましては自治省にとりまして最重要課題の一つでございす。地方団体が実情に即して事務事業を自主的・自立的に執行して、住民の皆様の福祉を高めることができるように、事務配分に応じた地方の税財源を安定的に確保していくという財政基盤を確立することは最も必要なこととございす。

先般の税制改革におきまして地方消費税を導入することにしたところでございす。地方分権の推進に当たりましては、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実強化は不可欠でございす。御指摘のように地方税の充実強化を基本としながら地方交付税の充実強化を図つてまいりますとともに、権限の移譲であるとか国庫補助負担金の整理合理化にあわせまして、国から地方への税財源の移譲を図る必要があろうと考えております。

なお、地方六団体から御指摘のような御提言が行われたということは聞いておるところでございす。何よりも重要なことは、補助金の整理によりまして行政事務の整理合理化が行われることが必要であらうかと思ひます。その後、地方に必要とする事務事業が残る場合には、地方への税源移譲などによりまして地方の財源への振りかえを行うことが必要でございす。

自治省といたしましては、今後、地方分権推進委員会におきまして御審議であるとか税制調査会の議論を踏まえまして、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実強化を初め、地方分権の推進には強い決意で対応し、努めてまいりたいというふうに考えておるところでございす。

○山名委員 規制緩和もそうでありまして、この地方分権についても、どうしても総論賛成、各論反対、こういったものになりがちでございす。この地方分権推進法が成立をいたしましたら、今後地方分権を推進していかなければなら

い。この地方分権は、もう後戻りできないわけだ
ございます。大臣も所信表明の中で、もはや実行
の段階にきておる、こういうふうな明言をされて
おりますし、当然、この地方分権の推進に当たっ
ては何よりも強いリーダーシップが必要ではない
か、このように思います。自治大臣の出席でもあ
りまして、そういう意味でぜひとも強いリー
ダーシップを発揮していただいて、確固たるこの
推進をお図りいただきたい、このように、これは
要望をさせていただきます。

もう時間もないわけでございますが、最後に、
警察庁にちよっとお伺いをしておきたいと思いま
す。

今回、住専の処理問題が論議をされておりまし
て、警察庁としては、本年、金融・不良債権関連
事犯対策室、こういったものを設置をいたしまし
て、本腰を入れてその捜査に当たるといようにし
ております。国税庁も税務調査等を本格的に行
う方針を明らかにしております。これまでに調
査の上で問題になるケースの把握をしたというふ
うに伝えられておるところでございます。

ところで、警察庁が今回の住専に絡んでい
ゆる刑事問題、背任や横領あるいは民事問題等の
暴力団絡みのそういった問題について本腰を入
れて捜査をする、こういうことでの対策室を設けた
わけでございますし、国家公安委員長としての大
臣のこの捜査への決意のほど、さらにはこの対策
室の体制、あるいは当然対策室だけでは何もでき
ないわけでありまして、各都道府県警察との連携も
大事でありますし、加えて国税庁や検察庁、こう
いったところとの連携も重要であると思ひます。
どのような協議を進められているのか、そして、
今日までの調査の実態について御報告をいただ
きたいと思ひます。

○野田(健)政府委員 住専問題につきましては、
現下の喫緊の課題であると認識しております。警
察といたしましては、住専問題の処理の過程で
刑罰法令に触れる行為を認めれば、貸し手、借り
手を問わず厳正に対処する所存でございます。

このため、警察庁においては、一月九日付で刑
事局内に御指摘の金融・不良債権関連事犯対策室
を設置いたしました。その後二月八日、警察庁
次長を長とする対策室に拡大強化するとともに、
その日、全国の都道府県警察に対し情報収集、事
件検査及び体制の整備に積極的に取り組むよう指
示し、違法事実を認めた場合における確な対応
をとるよう努めているところであります。国レベ
ルといたしまして、この対策室を中心に、国税あ
るいは法務・検察当局と連携をとっておるところ
でございます。

また、関係都道府県警察においても、例えば警
視庁においては、捜査第二課、捜査第四課、生活
経済課、合わせて約七十名の専従捜査体制、大阪
府警察においては、捜査第二課、捜査第四課、生活
経済課、合わせて約百名の専従体制を確保するな
ど、所要の専従捜査体制を整備したところであ
り、その後、警視庁では約二百名体制に増強し、
大阪府警察においても春の異動により約二百五十
名体制とすることとして、今後とも必要に応じて
増強することとしております。

なお、現在までの検査状況でございますけれど
も、対策室を設置した以降の検査状況は、金融・
不良債権関連事犯ということで全体で二十件であ
りまして、過去三年間の平均が約三十件余でござ
いますので、今年に入りましての検査は著しく増
加しているという状況にあります。

このうち、融資過程におけるものが平成八年以
降六件、債権回収過程におけるものが九件でござ
います。今後とも、暴力団を含めまして、貸
し手、借り手を問わず、刑罰法令に触れる行為を
認めた場合には厳正に対処してまいりたいと思
っております。

○山名委員 検査件数等を客観的に見てこんなも
のかなと思ひますが、実際、住専側が債権の
取り立てを真剣にやっていないのではないかと、そ
ういうことでは届け出なり被害届等、こういった
ものが出されていないケースが多いのではない

か、こういう思いをいたします。

ともかく、借り手、貸し手等の違法行為につ
いては、当然これは違法行為でありますから、しっ
かりと捜査をしていただき、それなりの結果をぜ
ひお出しをいただきたい。刑法違反のみならず、
当然民事事犯として、不当な債務の免除要求だ
と、あるいは競売等を妨害する、そういう行為等
もあるやいな民事等問題についても、そういう
犯のみならず民事等問題についても、そういう
情報等をしっかりと得ながら、ひとつ確固たる対
応をぜひともお願いをしたい、このように要望
いたしまして、時間が参りましたので私の質問を
終わらせていただきます。ありがとうございます。

○平林委員長 吉田公一君。

○吉田(公)委員 最近、地方公共団体の借金がだ
んだんふえてまいりまして、ついこの間まで百二
十兆円と伺っておりましたが、自治省に伺いまし
たら百三十六兆円になっていたわけでありまして、
これを放置しておくということはまことに重大な
ことでございます。借りた以上は借金は返済す
るというのが当たり前の話ですから、今後の償還
対策といいますが、償還方法というのは一体どう
いうふうにしていくか、それをまずお尋ねした
い。

○遠藤(安)政府委員 お答えを申し上げます。

御指摘のように、現在の地方財政は、平成八年
度末で借入金が百三十六兆円に達するという見込
みでございます。この理由としましては、やはり
これまでの経済の停滞といえますが、後退とい
いますか、そういったことで地方税、地方交付税が
落ち込んでくる、あるいは減税を実施する、それ
から経済対策のために地方債を増発するといった
ようなことで、急激に膨らんできたものでござ
います。

問題は、御質問にありましたように、これをど
うやって償還をしていくかということでありま
す。一つは、やはり基本は、地方財政計画で公債
費あるいは交付税の借入れの償還といったよう

なものについての確にその中で見込んでいって、
そして計画的に償還をしていくということに尽
きるところではないかというふうに思っております。地
方財政計画に公債費を計上するというのが第一
義的には重要であります。やはりそれとあ
わせて、国、地方を通ずる行政改革の推進、ある
いは分権等も関連すると思ひますけれども、地方
財源の充実確保といったようなことが必要だとい
うふうに思われます。私ども、やはり地方団体の
財政運営に支障を生じないように、借入金の償還
財源もきちっと確保をしていくということが必要
ではないかと思ひます。

今の経済状況では必ずしも望めないかもしれ
ませんけれども、ある程度地方財源に余裕が出てく
る、平成元年前後のような状況が生じた場合に
は、やはり当時とりましてのように、借入金の繰り
上げ償還でありますとか、それから実質的に地方
の地方債を償却する措置、当時は財源対策債の償
還基金などを設けたわけでありましたが、そ
ういったような措置も頭の中に置きながら、財政
事情、経済状況等を見ながら対処をしていく必要
があるというふうに思っております。

○吉田(公)委員 まさに方法としてはそのとおり
であります。その方法とおりいかないであ
る。計画償還ができればいいし、財政の確保がで
きていれば、それはそれで大変結構なことであ
ります。よく公債費率ということが言われており
まして、各公共団体で、公債費率が首長によつて
判断が違っているのです。一五％ならいいと
か、いや一三％ならいい。その地方公共団体の財
政事情によつて違ふのでしようけれども、一応、
健全な公債費率といふのはどのくらいのことを言
うのですか。

○遠藤(安)政府委員 私ども、地方団体の財政の
硬直化をあらわす指標として、幾つかの公債
費に関する指標を持っておるわけでありま
すが、一般的には公債費負担比率という比率がござ
います。これは一五％を超えまると財政的には黄
信号である。それから、この公債費負担比率が二

〇%を超えたと赤信号であるということで申し上げております。

現在、地方団体全体でいきますと、平成六年度の決算では、公債費負担比率が一五%以上の団体が全団体の四〇%に達するということで、ある意味では相当深刻な、ミクロの地方団体における財政の硬直化が進んでいるというように判断をいたしておるわけであります。

それから、もう一つ重要な要素といたしましては起債制限比率という比率がありまして、この公債費負担比率との差はどこにあるかといいますが、公債費負担比率の分子、分母から、交付税にダイレクトに算入されております当該団体の基準財政需要額部分を控除した数字であります。この起債制限比率は、本来の意味といえますか、実体的な意味で地方団体の起債の償還能力というものが問われる数字でありまして、私どもは、起債の許可をするときに、この起債制限比率が二〇%を超えたと、そういうような団体には一定の起債の許可はしないという比率で使っているわけであり

ます。よく地方団体の首長さんから、どちらを使えばいいのかということが尋ねられるわけでありまして、最近私が申し上げておりますのは、やはり以前と違ひまして、単独事業においても、地方債のうち交付税の基準財政需要額に算入されているものが相当あるわけでありまして、そういう意味からいって、当該団体の本来の意味の財政の硬直化、起債の能力を判断するときには起債制限比率で見てもらうのが正確ではないかということ

を申し上げていく次第であります。

○吉田(公)委員 平成八年度予算を編成するに当たりまして、交付税特別会計の借入を、一時的にしのいだわけでありまして、ついでに足りない分は地方公共団体の借金しろということであり

ます。したがって、国は公債をできるだけ比率を低くして健全財政をやると言っているが、足りない分については地方で借金しろということであり

ます。もう一つは、今年度はいとして、今の状態が変わらないと、来年度も再来年度もまた借入金をしてしなきゃならない。その借入金をした分はまた国民が返していかなきゃならない。つまり、借り入れるのも何をするのにも全部借金でやっている。特別な税源があるわけじゃない。全部借金で賄っている。したがって、地方公共団体の財政を援助してやるにしても、これも借金。国が大体二百四十一兆円の借金だから、これもまたどこから借りてきて埋め合わせをやっている。まさに、国も地方公共団体も借金漬けでして、平成九年度と十年度とにまた借り入れをするのじゃないか。一時しのぎじゃないか、計画がないのだから。そう思っておりますが、その点来年度は大丈夫ですか。

○遠藤(安)政府委員 御指摘のように、交付税特別会計における借入金あるいは財源対策のための地方債の増発といったようなことに安易に頼るということが好ましくないことは申すまでもないわけでありまして、ただ、これまで借り入れた借入金につきましましては、いずれもやむを得ない臨時緊急の事態に対処するためのものであります。

そういう意味で、大変片方で、経済状況から税収が伸びない、あるいは経済対策を行わなければならぬというようなことで、やむを得ない措置を講じてきたわけでありまして、先ほど御答弁申し上げましたように、やはり今後その償還について毎年度の地方財政対策等で適切に対処していく必要があるわけであり

ます。ただ、来年度以降はどのような見通しを持っているのかということをごいさすけれども、九年度以降、経済情勢がどうなるのか、それによって国、地方の税収がどのように回復してくるのか、そういう点について現段階で確たる見通しを申し上げるという状況にないわけであり

ます。ないというように思っております。

いずれにいたしましても、こういう状況を十分に踏まえて、地方団体が当面している諸課題に適切に対応できるように、交付税、地方税等の一般財源の充実確保を基本としつつも、必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ぜひとも御理解を賜りたいと存じます。

○吉田(公)委員 いや、御理解するのはいいのだけれども、私が理解したってしょうがないのだけれども、ぜひひとつ来年度からよろしく願いますよ。

それから、かねてから不交付団体に対しては起債の自由化ということ言われて、東京都なんかでは一度美濃部都政のときに、地方分権の一つ大きな柱であります財政の確立ということから、裁判を起こそうじゃないか、こう言って、実際は起さなかつたのですけれども、そういうことも考えたようであります。

これは一体、地方分権と山名委員からお話がありましたが、起債の自由化というのは、むしろ地方自治体に責任を持たせる。地方には御承知のとおりちゃんと予算担当がいて、その地方の財政については責任を持つ。そこには議会もある、首長もいるということですから、必ずしも自治省の認可を受けなければその団体の起債が自由にならないということにはならない。今みたいに、国も借金で人のことを言えた義理はないので、国自体が二百四十一兆円の赤字なんだから。だから、地方公共団体に赤字だ、赤字だなんて言えた義理はない。

だから東京都なんかは、税務局長は東京都の主計部長をやったことあるんですよ。そのとき、どうですか、財政の調子は、その感想も含めて東京都は一体、一々自治省に起債の認可を求めなければやっていけないものかどうか、ぜひお願いしませう。当分の間というのは大体どのぐらい、常識で当分の間と言うのか。当分の間の年数もついでに教えてください。

○遠藤(安)政府委員 不交付団体に対する起債の

自由化といいますが、そういう御質問かと思えますが、私は、地方債の許可制度というのは、今の地方財政の中で独立した地方財政制度であるというよりも、むしろ、地方財政全体の中で地方の財源を保障するという機能の中で一つ重要な役割を果たしているのではないかとこのように思っております。

やはりこの地方の財源というものを保障するという立場から、地方財政計画を毎年度つくっておりまして、現在、国会に御提出をして御審議をお願いをしておりますわけであり

ますけれども、これは地方債計画の中で、この地方債の額、これは地方債計画をつくっておるわけでありまして、これも、ビルトインをされているわけでありまして、そういう地方の全体の財源対策というものが必要であるのかどうかということが一番重要な要素ではないかと思

います。今、地方団体は、確かに富裕な団体もありますけれども、これは団体数にして五%未満というようなことでありまして、大多数は財政的には非常に貧しいところが多い、乏しいところが多いわけでありまして、地方税よりも地方交付税の方が多い団体は、全体三千三百の地方団体のうち実に七割あるわけであり

ます。そういう中

あります。そういった観点から地方債の許可制度というものを考えていただきたいというように思うわけであります。

確かに、不交付団体は財源の保障がないからいいではないかという御議論もあろうかと思えます。ただ、不交付団体というのは、一つの年度を区切ってみたときに、地方税収と基準財政需要額とどちらが大きいかということをするわけでありまして、恒常的な不交付団体でありました都道府県で申し上げますと、大阪、愛知、神奈川というビッグスリーが今は交付団体に、私ども転落をしていると言いますが、そういう例もありますし、企業城下町で財政力指数が二に近かったような団体が今やその企業が市外に移転をしたために交付税の交付団体に転落をしたというようなこともあるわけでございますので、財政力とこの地方債の許可制度とを直に結びつけるというのはなかなか難しいことではないかというように思っております。

いずれにいたしましても、地方分権大綱方針の中では、地方債の許可制度につきまして、その弾力化、簡素化を図っていくということを基本としております。自治省としてもその方向で検討を進めていくところでありますが、なお、地方分権推進委員会の御議論など、多数の各方面の御意見を伺いながら、幅広く検討をしてみたいというように思っております。

○吉田(公)委員 長い答弁だったけれども、ちょっと意味がわからないよ。要するに、当分の間というのはどういうことですか。法律で決めたじゃないか、当分の間はやると。

○遠藤(安)政府委員 答弁漏れがありまして、申しわけございません。

当分の間というのは終期を定めない規定でありまして、これは私ども、例として、明治時代の法律で当分の間で現在なお生きている法律もあるというように思っているところでございます。したがって、まあ常識的には当分の間ということは永久ではないわけでありまして、そういう

意味でこの規定というものが、当分の間ということで、終期を設定するわけでありませんけれども、幾らでも長くてもいいというわけでもないということにはなっていると思っております。

○吉田(公)委員 ますますわからなくなっちゃった、何か御回答をやっているみたいで。要するに、当分の間というのは、五十年を当分の間と考える人はいないんだよ。法事だつて五十年たてばそれでいいんだよ。後は土に返るといつてやらないでいいんだ。そのぐらいいいんだよ、五十年というの。だつて、やっている人が十三回忌迎えちゃうんだから。五十年というのはいかに長いかというんだ。当分の間というのは、幾ら説明しても当分の間にはならないんだ。だから、その当分の間のいろいろな説明をしているけれども、もうこの辺でちゃんとした方がいと思うんだよ。だから、さっき言ったように、法事だつて五十年やればもうやなくなつていいんだから。そのぐらいいいんだよ、五十年というの。これは御回答やってもしょうがないので、何しろ質問時間よりか答弁の方が三倍も長いから、時間がなくなつちゃうよ。

平成八年度も所得税、住民税の減税を行うわけですね。それによる減税の穴埋めとして、これまで借金するわけだ。交付税特別会計の借り入れでやる。つまり、地方債を発行したり特別会計の借り入れをしたりしてこの住民税の穴埋めをやるということは、当分の間、国民一人頭二万円やるよ、だけれども、最後、あなた、月賦で返してくれないかと話と一緒なので、これは本来の意味からいくと、所得税減税も住民税減税も減税じゃないんですよ。つまり、一時的に二万円と五万円はやるよ、三年間。だけれども、悪いけれども後で月賦で返してくれよ、こういう話と同じなんだ。だから、減税にはなっていないのだ。消費税を五%に値上げする口実にしかすぎないと私は思っている。そういう意味では、減税じゃないと私は思っているのですが、やはり減税なのですか。

○遠藤(安)政府委員 簡潔に御答弁させていただきます。

きたいと思いますが、この先行減税につきましての財源につきましては、先般の税制改革の財源フレームの中で先行減税の償還財源分として毎年度二百六十億円が措置されているところでございまして、地方消費税の創設あるいは消費税に係る地方交付税の税率の引き上げ、これは二九・五%になるわけでありまして、そういった中で確保されているというように思っております。

なお、平成八年度の特別減税の分についてはこの中には入っていないわけでありまして、三十年で計算をいたしますと、単年度四百億弱ぐらいいろいろな機会において適切に対処してまいりたいというように思っております。

○吉田(公)委員 要するに、最終的には国も地方公共団体もリストラ、行革をやらない限りは予算なんというの年々ふえてくるわけですね。しかも、片方で税収が減ってくる。差がだんだんついてくるのは当然なのです。それを穴埋めしようと思えば借金しかないわけだから、だから行革を推進しなければいけないのです。

そこで、大臣にお伺いしたいのですが、大臣も地方自治の御経験があるようでございます。地方行革をもつと積極的に推進していかないと、いつまでたつてもこれは赤字がふえるだけ。もう結論はわかつてるのですよ、行革を推進するしかないのだ。国もそうですよ。国だって行財政改革をやらないで同じことをやっているのだから当然借金になつてしまふ。大臣、その地方行革について、いかがでございますか。

○倉田国務大臣 吉田委員御指摘の地方の行革につきましては所見を申し上げたいと存じますが、現下、地方分権の推進というのは時代の流れであることは御案内のとおりだと思います。地方公共団体が果たすべき役割というものがそ野が大変広くなつてまいりました。しかし、一方では地方の行財政というのは極めて厳しい状況にあることも現実でございます。

況を踏まえまして、それぞれが責任を自覚し、簡素で効率的な行政の確立に向けて自主的、積極的に行政改革を一層推進をして、住民の皆様の福祉の向上に努めていく必要があるというふうに考えております。

地方公共団体におきましては、新たな行政改革大綱を策定するなどいたしまして、住民の理解を得ながら、行政需要の変化、住民ニーズの確にに対応していくために、事務事業の見直し、組織機構の再編、スクラップ・アンド・ビルドの徹底によります定員管理の適正化、住民サービス向上に向けた事務処理の改善などに取り組んでいるものと承知をいたしております。

自治省といたしましては、今後地方公共団体の行政改革が積極的、計画的に推進をしていくように、必要な助言と指導を行つてまいりる考え方をさせていただきます。

○吉田(公)委員 次に、地方分権を推進していく上で、地方事務官制度というのがあります。特に厚生省と労働省関係が多い。私の経験では、東京都にも厚生、労働省関係が多いのだけれども、これをもう完全な地方事務官として、国家公務員の身分というのではなくて、必要ならばその地方の身分、地方公務員の身分にすべきなのです。そして、国家公務員の地方事務官の人というのは厚生省と労働省の方ばかり目が向いているのだ。東京都の方へ目が向いていないのだ。県の方へ目が向いていないのだ。そういう点では、非常にマイナスイメージだ。

だから、その地方事務官制度というものをまず廃止をしなければだめだ。何とか専門官だとか何とか統制官だとか、そういったためたやたらにいろいろな名前がついているのだ。東京都や地方公共団体の方はそんな何とか官なんて全然ついていないのに、片方の方だけ何とか官、職業訓練専門官だとか職業訓練官だとか。専門官と訓練官とどう違うのだから知らないけれども、とにかくめったやたらにいろいろな名前をくつつけている。そういうこと自体がおかしいのだ。地方公共団体にそ

んな官をくつつけたようなのが出てくるなんということ自体がおかしい。そういうものをまず廃止すること。

それと、今度、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案というのがありますが、警察官と一緒に犯人を逮捕すればいいのですけれども、そうではなくて、警察官が全然いないところで犯人を追跡していった。そのときにけがをしたとか自動車にはねられた。そういうときには本人の申告で災害給付が受けられるのか。

もう一つは、追っかけていった者が、たまたま子供が出てきてその子供を突き飛ばしてしまった。そうすると、その子供は災害給付が受けられるのかどうかというところなのですが、その二つ。

○松本政府委員 地方事務官制度についてお答え申し上げます。

地方事務官制度につきましては、委員も御承知のように、これまでいろいろと経緯がございましたが、これを廃止すべきとする地方制度調査会の答申あるいは臨調の答申等種々の議論があるところでございます。

地方事務官制度は、機関委任事務のあり方や国と地方の役割分担のあり方とも関連する事柄でございます。地方分権推進委員会においても今後議論がさらに深められていくものと承知をいたしておりますが、その議論も踏まえ、当該事務の帰属あるいは職員の身分問題等について十分検討していくべきものと考えているところでございます。

○菅沼政府委員 お答えいたします。

今御審議いただいております法律、私ども協力援助法と称しておりますけれども、この法律の二条におきまして、警察官がいらない現場における犯人の逮捕云々ということも明記をしております。そのほかに水難とか山岳遭難あるいは交通事故の現場で人命救助に当たって負傷等をした場合も対象になる、このように規定いたしておりますので、私どもは積極的にそうした場合にも適用い

たしております。目撃者の証言でありますとか現場の状況あるいは協力援助者自身の証言等によりまして、該当すると認定されれば積極的に運用いたしております。前年度三十二件適用しておりますけれども、そのうちの二十八件は警察官が現場にいない場合のものでございますので、法の趣旨に従って積極的に運用してまいりたいと思っております。

それから、お尋ねの二件目でございますが、この法律はどこまでも警察官の職務に積極的に協力援助をした場合でございますので、先ほどおっしゃった子供の場合は該当しないというように考えております。

○吉田(公)委員 終わります。

○平林委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時開議

○平林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。加藤万吉君。

○加藤(万)委員 地方行政委員会が質問に立ちますのは何年かぶりでございます。ここ二、三回地方行政委員会でもともに勉強させていただく中で、きょうもそうですが、感じたことをそのまま大臣並びに自治省の皆さんに申し上げておきたいと思っております。

ちょうどタイムカプセルに私は入ったようなものでして、今から十年近く前は今の財政状況と全く同じような状況でございました。したがっていまして、交付税法六条の三の二項なんという話はしょっちゅうございまして。これは、私はいい意味で与野党の緊張関係をつくったと実は思っているであります。なぜ六条の三の二項、いわゆる地方団体における財源不足がこうして起きるのか、しかもこの財源不足をそのまま放置をするということがどれほど地方団体にとって苦痛であ

り、また当時起きておりました新たな分権の行政、そういうものの執行に支障があるか、こういう観点から与野党通しまして財源不足、六条の三の二項という問題は大変大きな議論になったのであります。私、ここに出ておまして、六条の三の二項の問題が皆さんの質問あるいは相互のやりとりとして非常に目につくのは、きょうのこの会合とこの前の委員会のときに感じまして、なぜ日常的にこの問題が出なかったのだろうかというのが一つの感想でございます。

二つ目の感想は、これは何の大変な財源不足、これは国、地方もそうであります。これに對して私どもはまだ少しく樂觀的な目で見ているという嫌いがあるのではなからうか。と申しますのは、やはりバブル経済時代における税収というものは、あるいはその間に、先ほど財政局長からも御答弁がございましたが、財源対策の償還をするとか、あるいは各地方団体でいえば積立金制度とか、それぞれ予想以上に税収が多かったものですからそれで乗り切るとか、さまざまな手段、いい意味でいえばそれが自信となって今それぞれの行政の中にある、この自信が逆な意味で過剰にならなければ、こういう気がいたします。これだけ借金しておるけれども、やがて景気の回復が行われ、バブルという状況は起きないにしても、税収を基礎づける景気動向というものが生まれれば、それなりに財源の不足ないしは起債の発行、国債の発行などの処理もできる、こんな感じが少し少しもあるとするならば、これは極めて危険な要素として見ていかなければならないのではないのでしょうか。

私どもは、ちょうど一サイクル前に財源不足が生じたときには、まさかそういう状況が現実になるとは思いませんでしたから、大変シビアに物をとらえたものであります。例えば、財政状況がよくなってまいりました、各地方団体で建設、箱物と言われる事業が起きました。そのときに当委員会での一番の焦点は何があったかというところ、もちろん箱物そのものに對するさまざまな指摘もござ

いましてけれども、これを維持管理するのにどういう将来の財源の保障ができるのだろうか。例えば下水道事業もそうですが、下水道事業そのものは伸ばせ、野党も、私ども野党でありましたけれども、伸ばさない、しかし同時に、下水道を常時管理をするためにはどういう人とかどういう機能が必要になってくるのか、そこに財源がどのように必要になってくるのかということも並行的に議論がされたものであります。

すなわち、私は今の財源不足という問題が、先ほどから今日でいえば野党側の御意見も拝聴いたしましてなるほどと思う視点がございましたけれども、今言ったようなことが、タイムカプセルから出てきました私が感じたことがこれからの議論としていけば与野党通して、地方財政の健全化という方向に向かえば、極めて私なりの所感を述べた意義がある、そんな感じがいたします。

これは大臣並びに自治省の皆さん方にも、今はこれからこの財源不足という問題を含めて見られているという、そういう中に置かれていられるというところを十分配慮して、これからのさまざまな国、地方の関係を含めての指導といましようか、あるいは国の政治のあり方というものをぜひ考えていただきたい、かように思います。

そこで第一の質問ですが、地方交付税の財源不足の問題について、六条の三の二項をもって平成八年度、それぞれ不足額を国、地方で折半をする、こういうことをお決めになり、今日提案をされております。

昭和五十九年のときですが、私はこの問題を当時の田川自治大臣とやりとりをいたしました。国の側、大蔵省の側からいうと、当時、制度の改正という形で新しく交付税法附則三条が用意をされまして、委員会で議論がされました。私はそのときに、これは制度改正ですか、それとも今までのありようを一つ変えただけですか、手直しですか、こう言いましたら、当時の自治大臣の田川さんは、これは手直しです、こうおっしゃいました。大蔵大臣の竹下さんは、これは制度の改正で

ございます、こう述べました。ちがひが明きませんから、私は予算委員会で当時の中曾根総理に、一体どちらなんですか、こう聞きましたら、それは富士山を駿河湾から見たのと相模湾から見たのとの違いでしょう、こういう答弁がございまして、そんないわゆる冗談みたいな答弁では困ります。

例えば、今日地方分権の問題で機関委任事務等が非常に議論をされていすけれども、今機関委任事務と団体委任事務というものを区分けをして議論されている人があるでしょうか。これも当時としては極めて重要な議論になったのであります。機関委任事務という問題と団体として国が地方に委任する事務とは違ふ。中曾根さんは、富士山を駿河湾から見ると相模湾から見るとの違ひだ、こうおっしゃったけれども、それはお答えにならないのですか、団体委任事務、機関委任事務を一つとってもそうです、こんなやりとりをしたことを今思い出すのであります。

事ほどさうな、今度の交付税で六条の三の二項によつて、双方で折半をして特会から借り入れをする、こういうことですが、当時のこと、これは財政局長が一番御存じかもしませんが、このやりとりとに附則三条ができたのは一体どういう経過、どういふ背景があつたのでしょうか。

それと、今回の措置をとられた関係はどういふふうに位置づけられますか。

○遠藤(安)政府委員 お答えを申し上げます。地方財政の長い歴史の中で、本委員会にずっと所屬しておられた加藤先生から御指摘でございますが、私の記憶では、やはり国、地方の財政環境が非常に悪化をいたしましたのは昭和五十年からでございます。五十年、五十一年と非常に大きな赤字が出た。五十二年に単年度の措置を講じ、それから、五十三年以降、恒久的な制度改正をする必要があるということで、交付税特別会計の借入金金の二分の一については国が交付金で繰り入れていくという制度にしたと思ふのであります。

この地方の交付税特別会計の借入金金が非常に大きくなりまして、昭和五十九年当時にはこれが総額で十一兆五千億ほどになった。当時の交付税の総額からすれば非常に大きな額であつたわけでありまして、この二分の一の五兆八千億ほどは国が負担をしようというものであつたわけでありまして、非常に交付税の特別会計での借り入れといたうことが多くなつたといふようなことを背景として、もうこれ以上ふやすべきではないといふことの中から五十九年度の制度改正といふものが出てきたといふように記憶をいたしております。

したがって、そのときは従来の交付税特別会計での借り入れの二分の一を国が負担するといふ方式を改めて、先ほど御質問にありました交付税法の附則三条を導入したわけでありまして、そこで、これからの国、地方の財政関係といふのは特例的な加減算といふものを基本として、これについては個別に各年度の法律で書いて、国会の御審議を経て了承を得る、そういうふうな形にしようといふことになつたわけでありまして。

国の方からの特例加算といふのも、金額は小さうございまして、あつた歴史もありません。しかし、実際に動きまされたのは平成三年度から平成五年度まででありまして、この期間に地方財政から国の財政にいわゆる特例減額、これは附則の三条を適用して国に貸したといふような形になつたわけでありまして、いざその期間が過ぎて地方の方が財源不足が大きくなるというふうな状態になつたときに、この附則三条の規定が働かなくなつてきた。これは、余りにも国の方の財政状況が悪化したために特例加算を国から地方にするという財政環境でなくなつてきたといふことであります。

当初は、補正の段階で交付税が減額になるときに、本来附則三条が働くべきところを臨時異例の対策として交付税の特別会計で借り入れるといふことになつたわけでありまして、平成六年からは当初段階において大きな財源不足が生じ、事実上毎年度法律をお願いいたしまして特例をつくつていくわけでありまして、この附則三条が働いていないという状況になつて、しかも平成八年

度は御指摘のように交付税法六条の第三項の規定の適用が生じてくることになつたわけでありまして、単年度の措置でありますけれども、国の一般会計からの繰り入れ分も含めまして、財源不足のうち、交付税の増額分の二分の一は国に責任を持っていただくということで、三条との関係でいえば、三条の特例として八年度だけ制度的な手当てをさせていた、そのことについて法案を今お出しいたしましたし御審議をお願いしていろいろ状況かと存じます。

○加藤(万)委員 今御答弁がありましたような経過、承知をいたしてあります。そして、その結果として交付税法附則四三項の加算額が、表に出ていますが、こういう形で今出てくるわけですね。そこで、時間がありませんが、二つ続けて質問します。

一体この加算額とはどこに帰属をするお金ですか。私は、これも大きな議論をしたところでありますが、交付税はいわゆる地方の自主財源か、国のコントロールすべきという財源要素を持つていて、かという議論が当時ありました。交付税法附則四三三項に記載をされているそれぞれの加算額、これは本来地方団体が受けるべきお金であります、先ほど議論がありました。だとするならば、これを今度の交付税の中で、一兆八千億の中でこの交付税の補てん措置として記載をされるにはいささか問題があつたのではなからうか。中にあります法定加算額の四千三百三十八億円並びに繰り上げ償還の四千二百五十三億円というのは、いわば通常収支の不足額から本来補てんをされるべきものを差し引いたものが地方と国の交付税特会からの借入金になる、これが本当の形ではないでしょうか。私はそう思うのです。

それからいま一つ、単年度とされたことはどうも私は気に入らなせんね。やはり今の経済状況から見れば、平成九年度、十年度、先ほど議論があつたところですが、もしバブルといふことを期待するようなことが頭の隅にちよつとどこかであつて、いや単年度で何とかといふようなことが

あるとするならば大変問題でありますので、この二つの点について御答弁をいただきたい。

○遠藤(安)政府委員 御質問が三点に及んだかと思ひますが、第一点の法律に書いてあります加算額の性格論であります。基本的には、この加算額は交付税法の本則で書いてあります国税五税の一定割合、これは私どもは地方共有の固有財源だといふように思つておりますけれども、それとは若干性格を異にしているのではないかと思ひます。今までの覚書その他のことをベースにいたしました国から地方に本来の本則の額に加算をする額として法律に明定をされている額でありますから、基本的には若干性格が違ふのではないかと思ひます。

ただ、現在の加算額の中には、平成三年度から平成五年度まで交付税の本来分のうち一兆七千億を国に貸した、その返してもらう部分がこの中に、まだ平成九年度から一兆円ほど、そのうちの四千二百五十三億は今度返していただくわけでありまして、残りの部分は入っておりますので、加算額の全部が本来分ではないといふのはちよつと言ひ過ぎかと思ひます。したがって、本来分の一部も入っておりますけれども、基本的にはやはり別の性格のものではないかといふように思つております。

それから、いわゆる法定加算の四千三百三十八億と臨時特例加算の四千二百五十三億が国の二分の一の負担の中に入つておるわけでありまして、けれども、これは当然地方の側からいへば権利であるといふことから、二分の一の中に含めるのはおかしいのではないか、むしろこの部分を除外して、残りの二分の一といふ物の考え方もあるのではないかと御指摘かと思ひます。これはそういう御指摘もあろうかと思ひます。

ただ、私どもは、今回のこの六条の第三項の規定に該当する年度となつた地方財政対策において、やはり交付税で負担する部分の二分の一は国に責任を持ってもらうといふことを強調をしたかったわけでありまして、しかも、その二分の一に

ついてはできるだけ一般会計からの現金による直入の額を多くする。借入金金は、やはり形の上では将来国に持ってもらいますけれども、地方交付税の特別会計で借り入れるわけでありまして、地方の借金が膨らんだ形に見えるわけでありまして、できるだけ現金が要するというので、国と厳しい折衝の末これだけ確保できたということでもあります。

この四千三百三十八億は、御指摘のとおり法定加算でありますから、その分だけ当該年度に交付税に上乗せする額であります。これまでの例でございますと、この四千億何のうちの、平成三年度から平成五年度までの地方から国への貸し付けの返還部分だけで、残りの部分については後年度に先送りしてきたわけでありまして、全額が実現したということは今までなかったわけでありまして、今度の場合は、その全額を約束しており国から地方に入れていただいたということは、ことしについても大きいし、来年以降についても私は意義があることではないかというように実は思った次第であります。

それからもう一つは、臨時特例加算の四千二百五十三億でありますけれども、これにつきましては、もともと地方のお金でございますので、この貸した額については、附則三条の規定にありますように、後年度の交付税の安定的な確保のために特例減額をしたということからいって、この貸したお金を繰り上げて返していただきたいということを通す主張したわけでありまして、

国の方も相当厳しい、大変厳しい財政環境の中で、この二つが実現をされたということは、そういう意味で意味があるというように私も思っている次第でございます。

それから、どうして単年度の措置かということでございますが、これにつきましては、やはりやつと景気の方も経済的に回復してきたという状況でございますので、来年以降の税収状況を見定めたということと、もう一つは、税制改革のお話が当然来年度は検討されるわけでございます。

ので、この辺も見定めた上でないとさらなる対策というものは踏み出しにくいのかな、そういうような状況で単年度にさせていただいた次第でございます。

○加藤(万)委員 経過はそれなりに了承ができました。そのほか、今度のこの交付税金計では、地方が借り入れる金、利子の負担を地方団体がするというのはいさかいじゃないかという意見も私は持っておりますが、しかしこれは国の財政事情がこういふときでもありますから、それはそれなりに了承しておきましょう。

さて、これやっていたら切りがありませんから、私の持ち時間はもうあとわずかでありまして、大臣、今各地方団体で、住専の問題に絡んで各地方団体の税収入、地方税収入が落ち込むんじゃないかという議論が相当あるんです。神奈川県なんかは四十八億円減額する。東京都なんかの場合には、全体を通して千八百億ぐらい減収になるだろう。さまざま試算が出ておるようです。

そこで、大蔵省にお聞きしますが、住専による三兆五千億、一兆七千億ですか、それぞれの償却がありますね、今度のスキームに基づく。それによつて起きる税収の、国の場合には法人税、それに伴つて交付税が、三二%はどうなるかという問題が今度地方にありまして、地方でいけば事業税それから県民税、これらを含めてどういふ見直しをお持ちですか。

それから、今問題になっております無税か有税かという問題もありませんが、これはどちらかを選択した方が地方団体、国としての税収が強くなりませんか。今多くを述べることはできませんから言いませんが、有税でやることはできませんから言いませんが、この三期期にしてしまわないと、こういって新聞なんか載っていますよね。そうなつてくると、当然これは法人税が減収になりますし、結果的に交付税が減っていくわけですね。この辺の見通しがないしは観測をどうお持ちなのか。それから、これは大臣、東京が千六百億とか千

八百億とか言っていますが、例えば今住専の処理を、母体銀行、一般銀行で負担をする分を全額償却した、仮にそれが経常経費に出ないで、全額償却をして損金で落とされたといった場合に、仮に実効税率の一六・六ですとか八ですか、これを掛けると五千億か六千億ぐらい計算上はいわゆる減収になつていくわけですね。

となると、私は、地方財政の上からも、この住専問題は今の国会で相当早く決着をつけたいことには相当混乱が起きるのではないかと。特に、地方団体は地方議会をやつていまして、質問があつて困つておるわけですね。そういう面で、政府側のスタンスといひましようか、あるいはきちんとした基本的な態度を、この際地方団体に向かつて物言うつもりで、大臣の見解をお聞きしておきたい、こう思います。

○伏見説明員 法人税収の関係でございますが、今後個別の金融機関がどういふ処理をするかということによりまして変わつてまいります。税収の見込みという観点から申し上げますと、実は最近金融機関、都銀等でございますが、そこから入つてまいります法人税収というのは、非常に残念ながら、一時と比べますと非常に割合、ウェーは小さくなつてきているわけでございます。

当面、住専の処理に絡みましてどういふ決算になるか、まだ個別のことはよくわかりませんが、私どももいたしましては、まことに残念なことでございますが、住専以外にも実は不良債権を金融機関はいろいろ抱えてございます。したがって、全体として、個々の金融機関が今期にどういふ不良債権の償却をするかということで恐らく最終的な決算の判断がなされるであらう。そういったしますと、税収として見ると、昨年、一昨年と同様に余り大きな期待ができない状況にあるのかな。

そういう意味では、逆に申し上げますと、現在見積もつております法人税収、これは実績がまだ半分にも満たないで、全体の姿が最終的にどうなるかわかりませんが、当面の住専処理との

の関係では現段階で大きな変動があるということでもないのかな。そういう意味でも地方財政に与える影響というのはまだちょっと何とも申し上げられない状況ではないのかなというふうに思つているところでございます。

○倉田国務大臣 加藤委員からいろいろな角度で御指摘をいただきましたが、私も橋本内閣の閣僚の一人といたしまして、橋本内閣に課せられた使命、また寄せられました期待というものは、何といひましても景気の回復ではないかというふうに考えております。この点からいいますと、委員御指摘のように、早期にこの住専処理策を確定することが金融を安定させ、景気への悪影響を排除することにつながるというふうに考えております。また、今回の住専処理策は、現段階でとり得る対策としては適切なものというふうに考えておるところでございます。

いづれにいたしましても、先ほど来委員が御指摘になられましたように、自治省の立場で申し上げますと、地方財源の固有なものとして確保しなければなりません地方交付税につきましても、国税五税の増収ということがその基盤になつてまいりますし、地方税においてもしっかりとございまして、景気対策というものは極めて重要なものであるというふうに存じているところでもございます。

したがって、今回の住専処理策を含みます平成八年度の政府予算案を御議論の末、一刻も早く成立をさせていただきまして、切れ目のない対策を講じてまいります。景気の回復をより確かなものにしてまいりますことが、今我が国にとりまして最も重要なことであらうと思ひます。私も橋本内閣の閣僚の一人といたしまして、最大限の努力をしてまいります。こういうふうに考えているところでございます。

○加藤(万)委員 ありがとうございます。

○平林委員長 田中甲君。

○田中(甲)委員 さきがけの田中でございます。地方分権を推進していくことは、まさに時代の

要請となつてゐるところであります。特に、高齢化社会の進展に伴う地域福祉の充実や生活関連の社会資本の計画的整備、この必要性を考えますと、地域の福祉の担い手である地方団体において地方税源の充実確保が不可欠である。しかしながら、現実を見てまいりますと、歳出において国と地方の比率が二対一であるのに対して、租税総額においては国と地方の比率は逆に二対一になっているといふものであります。地方分権を推進するためにはこの乖離をぜひとも埋めていかなければならない。現在、地方分権推進委員会でも、二十九日ということも聞いておりますが、いずれにいたしましても、今年度中に中間報告を出すべく検討を精力的に続けて、最終段階の調整に入つてゐる、そんな時期でもあります。

そこで、地方分権推進法の趣旨を踏まえて、今後、地方の税財源の充実確保にどのように取り組むお考えをお持ちになられてゐるか、大臣の御所見を伺いたいと思つて存じます。

○倉田国務大臣 地方分権の推進につきましても、自治省にとりまして最も重要な課題の一つでございます。これが実現をしていきますためには、地方団体がそれぞれの地域の実情に即しながら事務事業を自主的・自立的に執行して住民の福祉を高めることができまふように、事務配分に応じた地方税財源を安定的に確保して、その財政基盤を確立するということは極めて必要なことと存じます。

地方分権推進法の趣旨を踏まえて、国と地方との役割分担に際しまして地方税財源の充実強化を図つてまいりますことは必要でございます。地方税の拡充を基本としながら、あわせて地方交付税の充実強化を図つてまいりたいと考えておるところでございます。

今後、地方分権推進委員会におきまして中間報告を踏まえ、また今後の審議をさらに進めをいたすべく、加えまして税制調査会等におきまして議論も踏まえながら、地方税財源の一層の充実強化には努めてまいりたいと思つて存じます。

と存じます。

○田中(甲)委員 冒頭、倉田自治大臣から力強い御答弁、御意見をいただきまして大変うれしく思つております。

重ねて、地方分権の推進に伴つて、まず地方税の充実強化が基本にならうと私も考えております。地方の税財源の充実の方策の一つとして、国税から地方税へ税源を移譲すること、これをまず最初に検討する必要があるかと思つて存じますが、御意見をいただきたいと思つて存じます。

○佐野政府委員 地方分権推進法に規定がございますように、国と地方公共団体の役割分担に際して地方税財源の充実確保を図るということは地方分権を図る上で避けて通れない重要な課題であるといふように考えております。

この地方税源の充実の具体的な方策につきましては、お話がございました国税から地方税への移譲の前提となります例えは補助金の整理合理化等の内容だとか、これがどのようなものとなるかといふことはまだ明らかではございません。また、その団体の区分、補助金なりなんなりが都道府県なり市町村なりにどういった影響が出てくるのか、そういうこともまだ明らかになっておりませんので、現段階におきましては具体的にいろいろ申し上げる段階ではございませんけれども、今後、地方分権推進委員会におきまして御審議なども踏まえつつ、地方税財源の充実確保を積極的に検討してまいりたいと思つて存じ、お答えする次第でございます。

○田中(甲)委員 ぜひとも地方税財源の充実確保に一層傾注して、力強く進めていただきたいと思いますところでありませう。

そんな地方分権の流れの中で、地方税財源が充実をしていくことは必要だと考えるものの、日本の経済構造が、東京の一極集中に典型的にあらわれてゐるよう、地域間の大きな格差があるといふことは否定できないところだと思つて存じます。この税源のいわゆる偏在、すなわち地方税取の地域間格差の問題について、どのようにこれから対処

されていくお考えか、自治省の現段階のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○佐野政府委員 今御指摘のございましたように、地方税の場合にも、国税ほどではございませんけれども、やはり地域間に経済力の格差がある現状におきましては、どうしてもある程度の偏在は避けられないものでございます。今後、地方分権の流れに際して、地域経済を活性化して地方税源の充実を図つていくに当たりましたも、こうした現状というものはやはり念頭に置いていかないと、いけなないのではないかと存じております。

また、現行の地方税制は、いわゆる所得、消費、資産、こういう面から見ますと、所得課税に若干偏つてゐるわけでございまして、この所得課税といふのは、税収におきまして伸長性には富んでおりますけれども、一方で地域的な税収の偏在、こういう面があるわけでございまして、先般の税制改革におきまして地方消費税の創設が図られて、比較的地域的な普遍性に富む消費課税のウェイトがこれから高くなつていくといふように考えているところでございまして、今後とも、地方税におきましては、安定的でかつ伸長性のある税体系の確立を目指すといふことをよく留意をいたしまして税目なり税制の仕組まなりを工夫することによりまして、税収の偏在が大きいならない税体系を構築していく必要がある、こういうふうに考えておるところでございます。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。もう一点、気になつてゐることがあります。地方分権の推進に関連して、地方税の分野では課税自主権の論議がなされてゐるところであります。現行の法律上も、地方団体の課税自主権を尊重する見地から、標準税率を超えて課税する超過課税や法定外普通税の制度などがあります。現在これがどのような現状になつてゐるか、お聞かせいただきたいと思います。

○佐野政府委員 平成七年度の数字で申し上げますと、平成七年度の超過課税の実施団体の数は延べ二千五百六十七団体でございます。このうち都道府県は延べ五十三団体、市町村が延べ二千五百一十四団体でございます。平成六年度の決算見込みにおきまして超過課税額は、全体で四千七百五十一億円、このうち都道府県は一千八百七十八億円、市町村は二千八百七十三億円でございます。

また、法定外普通税の關係でございしますけれども、平成七年度における実施団体の数といたしましては、全体で二十一団体、そのうち都道府県が十四団体、市町村は七団体でございます。税収見込み額は、全体が二百二十三億円、そのうち都道府県が二百十七億円、市町村が六億円、こういう状況でございます。

○田中(甲)委員 私は、今現状の御説明をいただきましたけれども、超過課税といふものと法定外普通税といふものを、これから地方分権を進めていくに当たつては積極的自治省は進めていかなければならない、このように考えてゐるものでありますけれども、自治省のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○佐野政府委員 今お話がございましたように、超過課税なり法定外普通税の制度というのは、これは地方団体の課税に関する自主性を尊重する立場から設けられてゐるものでございまして、法律上の要件を備えておりますれば、地方団体はその実情に応じて実施できるものでございします。

ただ一方で、超過課税にいたしましても法定外普通税にいたしましても、通常の税負担以上の納税者の方々への負担を求める、こういうものでもございします。そこにはいろいろな角度からある程度の制約というのがあるのではないかと、いふようにも考えられるわけでございします。現行の制度におきまして、相当程度地方団体の自主性に配慮したものとされてゐるというふうにも考えておりますけれども、今後地方分権の推進の流れの中で、この自主的な対応のためにどういふことが可能か、こういうことにつきましてもそのあり方につきましても検討してまいりたいと思つてお

る次第でございます。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。

もしかすると、景気が悪くて税収の見込みが極めて厳しいこの時代に地方分権を進めていかなければいけないというのは、ある面ではいいことなのかもしれない、そんなことをふとときよの質疑を考えたが思いました。厳しい中で地方分権を進めていく、そこがスタートになって新しい時代を築いていくことができれば、そんな思いも持ったりもいたしました。

いずれにしても、この税財源ということが地方分権を確立することができるとかどうかの大きなポイントになってくると思いますので、今後とも自治省には御努力をいただきたいとお願いを申し上げます。

また、地価を上げずに、正常な市場経済価格に地価を戻しつつ景気の回復を図っていかねければならないという極めて厳しい状況に置かれている現在の我が国の状況であります。そんな中で、産業の空洞化が進んでおります。今に言われたわけではございませんが、地域レベルでもそういう面での産業おこしに向けた新たな、積極的な取り組みが必要だと思っております。自治大臣、御所見をいただければありがたいと思います。

○倉田国務大臣 田中委員御指摘になられました産業の空洞化が進む中におきまして、地方におきましては、地域内発型の産業構造の高度化を図るために、地域レベルでの研究開発を充実するとか人材を育成して多様な企業を起こしていくことがますます重要となつてまいっていると存じます。

こういうようなことの状況を踏まえまして、自治省といたしましても、地方公共団体が取り組みます地域産業創造対策のために必要な財源措置を平成八年度から新たに講じることによりまして積極的な支援をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○田中(甲)委員 大臣から御答弁をいただきましたので、もうくどくどと申し上げる必要はないと

思われますが、地方レベルで新たな産業おこしを進めていく中で、あえてこの点で指摘をさせていただくとするならば、この中身というのですか、これまでのような低廉で箱貸しのようなものではなくて、市場や顧客に対する情報や人的交流の機会を提供するという総合的な支援を行う必要がある、そういう観点からやはり自治省も後押しをしていくという、例えば公設の試験場、研究機関、公立の大学など人的、物的資源の有効活用を図るとともに、今インキュベーターの関連施設などを設備する際にもそういう点での配慮ということを図っていかねければならないと私は思うのですが、御意見がありましたらお聞かせをいただきたいと思

います。

○湊政府委員 大臣から先ほど御答弁申し上げましたように、新しい形での産業創造ということが大きな課題になっておりますし、そのためには研究開発から企業化に至りますまで、いろいろな段階にわたる適切な支援にこれから努めていく必要があるというふうに考えております。

既に地方公共団体におきまして、特に都道府県を中心に、公設の試験研究機関の活性化の取り組みに加えて、例えば理工系大学の設立でありますとかあるいは誘致を図つたりとか、あるいは産業官交流のための科学技術会議を設置するとか、あるいは財団等を設立いたしました研究開発や企業化への支援を行うとかいった幅広い取り組みが見られるようになってまいつてきております。

こういった都道府県、自治体の取り組みを踏まえながら、私どもといたしましても、平成八年度に向けまして、ただいま大臣から御答弁申し上げました、地域産業創造対策経費という形で、いわゆるソフト対策経費でございますけれども、研究開発や人材育成等のために、交付税によりまして百五十億円の財政措置を新たに講ずることとさせていただきます。

また、これにあわせまして、御指摘にもございましたように、会議とか交流などの機能をあわせ

持ちますインキュベーター施設の充実でございますとか、ベンチャー企業に対します株式、社債の引き受けを通じた資金面での支援に對しては、これも有利な地方債措置を講ずることといたしておりました。御指摘の点、大変大事な点だと考えております。今後とも引き続き施策の充実にも努めてまいりたいと考えております。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。

まだまだ質問したい項目もあるのですが、いずれにいたしましても、厳しい経済状況の中で、地方分権推進という重大なテーマを抱える中で、その双方の課題を抱える中で、平成八年度地方財政計画に当たり最大限の御努力をされた関係当局に心から感謝を申し上げます。

○平林委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 日本共産党の穀田です。

今回の地方税法の改正の柱である、まず第一に、個人の住民税の特別減税、二つ目に、九六年中の宅地評価土地の不動産取得税の課税標準を価格の二分の一にする、三つ目に、負担調整率を引き下げる、こういったことであります。これは、今日の不況の名のもとで国民が要求する減税措置となるものですから、私どもも当然賛成するものです。

しかし、その一方、先ほども御議論ございましたが、個人の均等割の税率を、標準税率では今回の改正で道府県税として市町村税合せて年八百円の引き上げとなっております。均等割だけの納税者は、九四年度ですが、約二百六十三万人と言われている。均等割だけの納税者の層の人々は今回の措置で、先ほど述べたような減税措置における恩恵は受けることになりません。

○佐野政府委員 今回の特別減税、個人住民税につきましては、これは所得割を納める方が対象になりますので、均等割のみを納めておられる納税者の方々は特別減税の対象にはならないわけでございます。

○穀田委員 今ありましたように、対象にならないといふ、つまり、恩恵を受けないということになります。

すね。

そこで、計算をしてみますと、均等割による税収は約三百十二億円だと思ふのです。それは後で確かめておきたいのですが、そうだと思うのです。先ほど言いましたように、額でいいますと特別減税は六千億円以上ありますし、それから不動産取得税の課税の問題に言え、約七百億円でしたか、さらに、負担調整率の引き下げで一、千億円、これだけの恩恵は私に当然だと思ふのです。多くの層が減税を受ける。

ところが、本来減税の恩恵を真っ先に受けなければならぬ低所得者層に對しては恩恵なしで、増税だけが押しつけられる、こういう結果になるのではないかと。そのことについてはどう思われますか。

○佐野政府委員 まず、この均等割の税率の引き上げに伴います増収の関係でございますけれども、今先生お話がございましたのは初年度でございます。平成八年度は三百六十八億円の増収の見込みでございます。

個人住民税の均等割の税率の問題につきましましては、これは例えば特別減税とは異なつた観点から見直しをさせていただいていくわけでございます。午前中にも若干御説明をさせていただきました。ただ、午後も、前回均等割を見直したいたしました昭和六十年度でございます。十一年間据え置かれていたわけでございます。その間の国民所得等の推移、それからまた、均等割というものは、やはりそこに住んでおられる方々に等しく負担をお願いする、そういう性格のものでもございまして、今回、十一年間据え置かれておりましたその後のいろいろな情勢等も勘案いたしましてお願いをいたしておるものでございまして、御了解いただければありがたいと思ひます。

○穀田委員 了解はしませんので、私は修正案を提起する次第なわけですね。

ですから、先ほど御議論もありましたように、やはり低所得者層に一番打撃を与えたいということ、これはだれもが認めているわけですね。ですから

ら、先ほどの質問も出たわけでして、私は、さらにそういう点を具体的に実行すべきだという立場から、その案を提案したいと思っております。

ただ、先ほど税務局長からありましたように、私はどうも、負担してこそ自治という考え方は違うのではないかと、この議論をしたいと思いますので、そんな時間がありませんので、先ほど考えが違ふとありましたが、等しく負担とありましたけれども、その考え方自身が私に違ふのではないかと、思っていることだけきようは言っておきたいと思っております。

次に、地方債の借りが問題についても若干お聞きしたいと思います。

既に御案内のように、地方の借金というのは九六年度末で百三十六兆円ということになります。その中でも、地方も非常に御努力なすつていまして、起債の借りがえを行なうなどの独自の努力をしています。来年度の地方債計画では、借換債は百六十億円、昨年よりも三十億円アップです。これは結構なことだと私は思っています。しかし、公営企業債についても聞きますと、その残高の中で、利率が七・五％という高率のもの、七・五％を超えるものは私の計算では約一兆三千億円の程度だと思つていますが、そのことを実際に補てんしていくという意味合いでいいますともう少しふやすべきではないかというのを思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤(安)政府委員 平成八年度の地方債計画における公営企業の借換債、御質問にありましたように百六十億円に増額をしまして、公営企業の経営の健全化と住民サービスの安定的な供給に資することとされているわけでありまして、これをもつとふやすべきではないかという御質問であります。金融情勢あるいは公営企業の経営の状況、それから一つには、これは公営企業金融公庫の部分でございますが、これらの財務状況など多角的に検討をして、毎年度の借換債の額については適切に対応してまいりたいというふうに思っている次第であります。

○穀田委員 どうもいつも、適切なという話で余り適切な処理をされたことがないのがあれだと思つていますが、それはさておいて、今までの経過を見てみますと、八八年度には、当時、前年度五十億円から一挙に二百九十九億円にふやした例もあるわけですね。したがって、金利が今低い。本当に低いわけですから、そういう中であつて、手だてを打つべき時期に今ちょうどあるのではないかと。ですから、ふやす必要があるということを経り返し私は言っているわけですね。ですから、過去の例にもなつて、今こそそういうことをすべきではないのかと思つていますが、いかがでしょうか。

○遠藤(安)政府委員 確かに昭和六十三年におきましては、当時上水道事業の高料金対策が特に必要であつたとか、あるいは下水道の資本費あるいは処理原価が著しく高額になつていたといったような背景がありまして、思い切つた臨時の措置として、借換債を大幅に増額したところであります。その後は御案内のとおり、百億円程度の額ですつと推移してきて、最近、平成七年度には百三十億円、平成八年度は百六十億円というように増額をして、努力をしてきているということでございますので、適切に対応してまいりたいという言葉を裏には、そういう努力をこれからもしていきたいという意思を含めまして、御理解をいただきたいと思つております。

○穀田委員 これも議論をする時間がないわけですが、かつての八八年度とある意味では同じような、そういう時期に來ているのではないかと、これ以上地方における借金がふえるというのは大変な事態になつていくという、これは共通の認識になつていくわけですね。しかも、それを打開する上で、重要な方策としてあるという意味からいって、私はこれを述べているわけですね。

あわせて、この際に、繰上債につきましても、こういう借りがえについても政府として、地方自治体が行うものではありますけれども、後押しすべき問題ではないかというふうに私は思つております。

が、これは大臣にちよつとお聞きしておきたいのです。

○遠藤(安)政府委員 ちよつと技術的な問題も含まれていますが、私からの御答弁をお許しいただきたいと思つております。

民間等の繰上資金の借りがえであります。今繰上債の大体四分の三は証券発行形式による地方債でありまして、市場公募債を考へてみていただいてもいいわけでありまして、その流通性を確保される必要があるわけでありまして、既発債の期中での償還を伴う借りがえというのは市場における投資家の信頼を損なうというふうなことから、今後の資金調達に大きな影響を与えるおそれもあるわけでありまして、むしろ慎重に対応すべきではないかというふうに考へております。

それから、証券方式の場合には、基本的にはこの引受機関との交渉によるべき事項であります。引受期限が到来しない時点における借りがえは、引受金融機関側にその資金コスト、あるいは将来金利が高水準になつた場合における借りがえ問題といったような経営上の問題にもつながる問題とありますので、基本的に両当事者で慎重に協議を行うという必要があるわけでありまして、実際問題としてなかなか容易なことではないというふうに思つております。

ただ、いずれにいたしましても、財政計画の上では、発行時点における標準的な金利、償還期間に基づいて元利償還金を公債費に適切に算入していくというふうなことで、基本的には地方財政の運営に支障がないように所要の措置を講じてまいつてきている次第であります。

○穀田委員 慎重にということですが、私は、今、地方自治体が銀行との関係でそういう話し合いをしてやっていたかということが本来の筋だと思つております。

ただ、今お話がありましたように、七・五％を超える高利率の地方債の借入金総額は、公営企業債に限つて見ますと大体六千二百億円ぐらいのですね。調べてみるとそんなものです。ですから、

仮に一％下がりましても、それ自身でいえば六十二億円程度の利益が減るということであつて、別になくなつてしまふわけではないわけですから、そういう意味でいいますと、今日の地方財政の深刻な実態の中で、それはやはり積極的に推進してもらつたという立場に本来自治省が立つべき筋だと私は思つております。

そこで、これはもう議論する時間がないわけなので、最後にこの問題に関連して、繰上債の話は私は今言いましたけれども、政府資金についてもこれは同様なんですね。ですから、じゃここは政府資金についても借りがえをするつもりがないかどうか。これは大臣、どうでしょうか。

○倉田国務大臣 政府資金につきましては、民間金融機関からでは調達できない長期資金を公的資金として提供いたしているものでございまして、これに一般的に借りがえを認めることとした場合には、政府資金の運営に大きな影響を与えまして、また今後の長期で安定した資金を地方団体へ供給するといふ機能を損ないかねないということもございまして、慎重な検討が必要であらうというふうに考へております。個々の団体によりまして繰り上げ償還の必要性が極めて高い事情がある場合には、その事情にに応じて国庫当局とも協議をいたしてまいりたいというふうに考へておるところでございます。

なお、地方財政計画におきまして、政府資金の元利償還金を実際の元利償還に充てて公債費に算入をするなど、高金利の地方債の元利償還により地方財政の運営に支障が生じることがないよう、所要の措置は講じているところでございまして、

○穀田委員 先ほども言いましたように、供給するのに損なわれるような事態が生ずるほど、その影響はないと私は思つております。つまり、高利率の分についてはどうなんだ、こういうことで、全部あれしつて言っているわけじゃないのです。さほど影響がないというのが私の見解です。ですから、これは見解を異にしますが、これから

もまた議論をしていきたいと思っています。
最後に、固定資産評価審査委員会の中立性の問題についてだけお聞きしたいと思っています。

二年前、土地、家屋にかかる固定資産税の評価が実施され、固定資産評価額が大幅にアップしました。これで、地価が下落する一方で、他方で税額が上昇したために、全国で約一万九千でした。それを上回る不服審査の申し出があり、この件については、私一度お聞きしたことがあります。その上で、やはりこれは多くの不服申請が上がることからしても、固定資産評価審査委員会の役割は極めて重大だと考えるところ

です。
ところが、納税者救済機関でありながら行政側の代弁者として振る舞うケースが多い、こういう批判が寄せられることがあります。なお、さらに一方では審査委員会の形骸化が指摘されている、こんなこともございます。したがって、この審査委員会の制度の趣旨からいっても、今抜本的な是正が必要と考えるわけですが、その点についての見解をお尋ねしたいと思います。

○佐野政府委員 固定資産の価格につきましては、これは、市町村に設置されます固定資産評価員が評価をいたしまして、市町村長によって決定されるわけですが、固定資産課税台帳に登録されて一定期間関係者の縦覧に供されて確定する、こういう手続を踏んでおるわけでございます。

それで、固定資産課税台帳に登録された事項につきましても、納税義務者の不服につきましても、固定資産の評価等、固定資産税の運営のより一層の適正公平を期する、こういった趣旨から、これを市町村長において処理することはいいたさな

い、独立した中立的な機関によって審査、決定をさせる、こういうものといいたしておりました、市町村に固定資産評価審査委員会を設置する、これが制度の趣旨でございます。

定める、こういうようにされておりまして、それ

ぞれの市町村におかれましては、審査委員会の適正な運営を図るための努力を行って、こういうように考えておるところでございます。
ただ、審査委員会の事務局が課税担当部局と同じである市町村が多く、中立性確保の観点から問題ではないか、こういった指摘も一部に見られるところでございまして、今後、自治省といたしましても、審査委員会の運用の実態の把握に努めま

すとともに、その運用が適切に行われるよう、必要に応じて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○穀田委員 今の点はぜひよろしくお願ひしたいのです。
今ありましたように、資産の評価審査委員会のメンバーを、例えば政令指定都市をずっと調べてみましても、役所のOBというのが結構多いのです。役所というのは役所という意味でつけられども、OBが多いのです。しかも、これは税理士の代表それから建築関係の代表、こうなっているのですけれども、よくよく調べてみると、例えば都市計画の局長がそのまま上がつたり、それから税の関係の役所の方が上がつたりして、よくよく調べてみるとOBが混在しているというのがわからない実態がよくあるのです。

ですから、それをよく調べていただいて、今お話があったように、独立の機関としての中立性という問題と、それから事務局がどのように、実際に課税する方が、一説によりますと被告が裁判官を兼ねているようなものだというような意見まで出るぐらいひどいことがあるわけですから、その辺はぜひとも直していただきたいのですが、それは本当によろしいですか。

○佐野政府委員 今お答え申し上げましたように、私どももいたしまして、審査委員会の運用の実態の把握に鋭意努めるように努力をいたしますとともに、その運用が適切に行われますように必要に応じて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○穀田委員 今述べましたように、委員の役職というのは当然各議会で承認されるものですから、その経歴などもぜひ調べていただいて、OBの役職者なんかも多いという実態に対しては警告を発していただきたいと思います。

最後に一つだけ。今途中でお話ありましたように、固定資産税の値上がりは、実は借地人、借家人に非常に重大な値上がりをもたらしました。借地・借家人を利害関係人として認めて、固定資産税の台帳の縦覧、閲覧を実施すべきではないか、こういう声が高まっていると私は思います。このことについての見解だけ最後に求めておきたいと思ひます。

○佐野政府委員 今、固定資産課税台帳には個々の固定資産につきましても評価額が示されておりま

す。地方税法では、固定資産課税台帳の縦覧につきましても関係者に縦覧させる、こういうふうに規定されておりまして、これは、私どもの方の解釈といたしましては、納税者だとかその代理人、というふうに解釈をいたしております。これは、それ以外の者に対して縦覧をさせる、こういうことになりま

す。納税者の意思に反しましてその財産上の秘密が漏れるおそれがある、こういうような趣旨から、今申しましたような考え方に立つておるわけでございます。
ただ、路線価の公開の問題につきまして、これはやはり納税者の方々の固定資産税につきましても御理解をできるだけいた

すべく、平成三年度から路線価の公開を実施をいたしております。

すけれども、横浜市の公文書公開審査会の答申では、借地人というのは、実質的に税を負担する点で、やはりそういう納税義務者に準ずるのじゃないかというところで既に答申として出ています。しかも、さらに、今言いましたプライバシーに関

する問題なんかもいろいろあるという意見に対しては、土地の問題として、特定個人の属性に関する情報ではないということまで既に言われているわけですね。ですから、そういう実態があるという

こともぜひ知っていただいて、私は、そういうものを閲覧すべきだし、縦覧をすべき時期に来ている、また、かつてはそうあったわけですから、そうしていただきたいということを要望して、終わります。
○平林委員 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○平林委員長 この際、地方税法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。
本案に対し、穀田恵二君より、日本共産党提案に係る修正案が提出されております。
修正案の提出者から趣旨の説明を聴取いたします。穀田恵二君。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案
正案
〔本号末尾に掲載〕

○穀田委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について御説明いたします。

我が党は、かねてから、国民の懐を直接温めて消費拡大を促す減税こそが不況克服の道であることを主張してきましたが、この立場から、住民税の特別減税を評価するものであります。

しかしながら、この特別減税の恩恵は所得割納税者に限られ、均等割だけの納税者にはありません。また、これら均等割のみの納税者のほとんど

は、固定資産税や不動産取得税の減税の恩恵をも受けられない人たちがであります。政府案の住民税均等割の引き上げは、こうした低所得層が減税の恩恵を受けられないばかりか、新たな増税ともなるものであります。

修正案は、全体が減税の恩恵を受ける中で均等割だけの納税者が増税になるという事態だけはせめて回避しようというもので、住民税均等割を現行のまま据え置くことにいたしております。

何とぞ、慎重審議の上、御賛同いただきますようをお願いを申し上げて、説明を終わります。

○平林委員長 以上で修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○平林委員長 これより原案及びこれに対する修正案について討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

地方税法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、穀田恵二君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立少数、よって、穀田恵二君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○平林委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、穂積良行君外三名から、四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。富田茂之君。

○富田委員 私は、この際、自由民主党、新進

党、社会民主党・護憲連合及び新党さきがけの四会派を代表いたしまして、地方税法等の一部を改正する法律案に對しまして、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左の点についてその実現に努めるべきである。

一 今回の平成八年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の変更について、納税者に十分周知徹底を図ること。

二 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方団体が地方分権の推進等に伴って増大する行政需要に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行政運営を行えるよう、地方税源の充実強化に引き続き格段の努力を行うこと。

三 固定資産税は、わが国の土地保有課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。また、平成九年度の土地の評価替えに当たっては、評価の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をよりの確に評価額に反映させるよう努めること。

四 税制の簡素化・税負担の公正化を図るため、非課税等特別措置については、引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いしたいと思ひます。

○平林委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、倉田自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉田自治大臣。

○倉田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○平林委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平林委員長 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。穀田恵二君。

○穀田委員 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、地方財政の財源保障に対する国の責任を果たしていないからです。

八兆六千二百七十八億円という過去最大の財源不足に對して、国は一兆二百二十五億五千万円の借入金など財源不足額の二割強を負担するにすぎません。一方、特別減税に伴う地方税の減収や交付税の減額の二兆八千七百四十五億円を初め、財源不足の七三・五％が地方の新たな借金で補てんすることになっております。しかも、国の負担の一兆二百二十五億五千万円の借入金も、本当に国が返済するという保証がありません。ことしの地方

財政対策でも、繰り入れが決まっていた四千三百三十八億円が国の負担分に充当されたり、同じく八千三百三十三億円が先送りされるなど、国の負担を大きく見せるためのさまざまな操作がされております。今後の地方財政対策の中で、形式的には国の返済という形をとりながらも、実態は何ら国の負担にならないという処理の可能性が極めて強いのです。そうでないというなら、少なくとも一兆二百二十五億五千万円は、国と地方の責任を明確にするとの理由でとられた現行制度のように、交付税特別会計を経由するのではなく、国が直接返済する方法にするべきです。

反対の第二は、今回の制度の改正が交付税法第六條の第三項の趣旨に反するばかりか、地方財政の悪化を一層促進するものとなっているからです。

地方財政は巨額の財源不足が生じ、九六年度は普通交付税の総額が必要額の六割に満たないという深刻な事態であります。今回の制度改正は、交付税法第六條の第三項に基づくとともに、また、九六年度限り、九七年度以降は行わないとした制度改正と同じもので、およそ法の求めている、構造的に生じている地方財源の過不足を解消するものとはほど遠い内容のものであります。

交付税率引き上げではなくこうした制度改正を選択したことが地方財政の悪化を一層促進させることになったことを指摘しなければなりません。七八年度に始まり、今回で三回目となる制度改正は、財源不足額の七、八割を地方債の増発で補てんするなど、財源不足の補てんの大半を地方に押しつけてきたのが特徴です。その結果、交付税特別会計の借入金や地方債残高が急増、地方の借金はこの五年間で倍増、九六年度末には百三十六兆円を超すことが見込まれております。この事実をしても、制度改正が、構造的に生じている地方財源の過不足を解消するものでなかったことは明白です。

反対理由の第三は、新産・工特財特法の延長

は、地方財政のむだ遣いを続けるものだからです。

新産・工特による立地政策の破綻は、今やだれの目にも明らかであり、事業計画の根本的見直し求められています。対象を限定するとはいえず、財特法の延長は計画推進の財政支援であり、地方財政が巨額の借金を抱え、その健全化、安定化が求められている中で、こうした浪費は直ちにやめるべきであることを強く求めて、討論とします。

○平林委員長 これにて討論は終局いたしました。

○平林委員長 これより採決に入ります。
地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平林委員長 次に、地方財政に関する件について調査を進めます。

この際、虎島和夫君外三名から、四派共同提案に係る地方財政の拡充強化に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。山崎広太郎君。

○山崎(広)委員 この際、地方財政の拡充強化に関する件につきまして、決議をいたしたいと存じ

ます。

本件につきましては、理事会等におきまして、自由民主党、新進党、社会民主党・護国連合及び新党さきがけの四会派間で協議が調い、お手元に配付いたしてあります案文がまとまりました。案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方財政の拡充強化に関する件(案)

地方分権の積極的な推進を図るとともに、現下の厳しい地方財政の状況等にかんがみ、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が諸施策を着実に推進できるよう、政府は、次の事項について措置すべきである。

一 累増する巨額の借入金将来の地方財政を圧迫するおそれがあることにかんがみ、地方税、地方交付税等の一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。

二 地方交付税制度が地方団体の財政需要に的確に答え、その機能の向上が図られるよう地方交付税総額の長期的な安定確保に努めるとともに、財政調整機能の充実を図ること。

また、地方交付税を国の一般会計を通ずることなく、国税収納金整理資金から直接交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

三 地方分権を積極的に推進するため、地方団体への権限委譲、国の関与・必置規制の緩和や廃止、機関委任事務制度の抜本的見直し、国庫補助負担金の整理合理化等を図るとともに、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るほか、主体的に地方行政体制の整備・確立を図ること。

四 地方団体が個性豊かな活力ある地域づくりを自主的かつ主体的に推進するとともに、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を推進することができるよう、引き続き地方単独事業の充実を図ること。

五 高齢化の進展等に伴う地域福祉の充実等の

要請に適切に対応するため、引き続き地方団体が単独で行う社会福祉経費の一層の充実を図ること。

六 阪神・淡路大震災を踏まえ、地域の安全性を高めるための基盤整備、消防施設・設備の充実等を推進するとともに、消防団についてより一層の活性化を図るよう努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いしたいと思います。

○平林委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。これより本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立多数。よって、地方財政の拡充強化に関する件を委員会の決議とするに決しました。

この際、倉田自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉田自治大臣。

○倉田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○平林委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

○平林委員長 次に、内閣提出、参議院送付、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。倉田国

務大臣。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○倉田国務大臣 ただいま議題となりました警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国家公務員等について介護補償の制度が設けられること及び警察官の職務に協力援助して災害を受け重度の障害のため介護を受けている者の実情にかんがみ、協力援助者災害給付制度に介護給付を創設して介護を必要とする協力援助者に対する給付の充実を図らうとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

その改正内容は、警察官の職務に協力援助した者に対する災害給付に、協力援助者が傷病給付または障害給付の給付の事由となった障害により必要な介護を受けている場合における給付として介護給付を新たに設けることとするものであります。

なお、以上の改正は、本年四月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○平林委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○平林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。富田茂之君。

○富田委員 新進党の富田茂之でございます。ただいま大臣の方から提案理由の御説明がございましたが、協力援助者に対する給付の充実を図

るということ、この趣旨にはだれも賛成なのですが、提案理由の中に「警察官の職務に協力援助して災害を受け重度の障害のため介護を受けている者の実情にかんがみ」という表現がございす。まだこの改正法ができていない段階で、これまでいわゆる協力援助法の対象者となっていて介護の対象にもなっているという方がおられるということだと思ふのですが、今回この法改正がなされることによって介護給付の対象となる方がどのくらいいらっしゃるのか、またその方々がどのような協力援助を行ってどんな障害を負ってしまったのか、個人のプライバシーとかあると思いますので、差し支えない範囲で御説明いただければと思います。

○菅沼政府委員 お答えいたします。
今御質問のございました、現在介護を受けている者で今回の改正によりまして介護給付の対象になると考えられます者は全国で二名おられます。一人は新潟県の女性でございまして、これはがけ下に転落した車両の運転手を救助しようといひましてみずからがけから転落をして災害に遭ったわけでございます、四肢が不自由で家族による常時介護を受けている方でありす。もう一名は奈良県の男性でございまして、これは身元不明死体の遺留品の捜索に協力をした帰りに車両から転落をして被災したという方でございます、四肢が不自由で家族による常時介護を受けている。この二名と把握をいたしております。

○富田委員 この法改正により支給される介護費用の、金額的な補償になると思うのですが、支給額がどのように決定されるのか、今回の法案だけでは明らかではありません。いろいろな資料をいただいたのですが、協力援助法の中に、給付の範囲や金額あるいは支給方法等というのを第六条で決定するといふふうになされているようでありす。国が行う場合には国家公務員災害補償法の規定を参照して政令で定める、都道府県が行う給付については今の政令の規定に準じて条例で定めるといふふうになっているようでありす。この規定に基づきまますと今回も政令等で定めていくといふふうになると思うのですが、実際にはどのくらいの金額が予定されているか、そのあたりがもしあるようでしたら教えていただきたいと思ひます。

○菅沼政府委員 お答えをいたします。
介護を受けている方についてどれくらいの額を支給するかということでございますが、国家公務員の災害補償法の規定に準じて定めているわけでございますが、各都道府県の条例ではおおむね国の定める政令によるとしているのが大部分でございます。政令で定める額がそのまま条例上も適用される額になるだろうというように考えております。

人事院規則によりましてこの金額を定めることになろうかと思ひますが、現在予定をしております額は、まず常時介護が随時介護か、常時といひますのは、基本的な動きがすべて他人の手助けが必要であるという場合でございます。それから随時といひますのは、多少は自力でできますけれども人の助けが必要となる場合が多くあるという状態でございます。この常時介護が随時介護か、さらに常時の場合でも民間の介護事業者に委託をしているか家族でやっているか、随時の場合もその二通りがあるわけでございますが、現在予定されております限度額は、常時介護であつて民間の事業者者に費用を支出して介護を受けている場合の限度額が十万五千八百十円、それから、その間二つの段階がありますが、一番少ない段階、これは随時でありまして、かつ家族によって行っている場合、この限度額が二万八千五百三十円というようにに承認をいたしております。

また、それぞれの金額の定める根拠でございますけれども、人事院の方で検討している積算の過程をいたしましては、民間の介護事業者に介護を依頼した場合の平均的な賃金とそれから介護日数等を勘案をして積算をした金額であるというように聞いております。

○富田委員 今、常時介護で民間に委託しているような場合でも最大限度が十万五千八百十円ということですが、これは一般の介護に関する費用の常識からいいますととても月額に当たらない。厚生関係の問題で付添看護が今回廃止されますけれども、付添看護をしていたくにも今一日一万五千元から二万円ぐらい当たり前のように取りられます。しかもそれは、常時介護の場合ですとその金額でやってくれないことが多い。そういうことを考えたとき、月額で十万五千八百十円というのはいかにも少ないのではないかな。先ほど官房長の説明ですと、実際に新潟県と奈良県の男性と女性ですが、家族の介護を受けられているということ、この家族の皆さんの負担は大変だと思ふのですけれども、家族にかわつて民間の方に介護を委託した場合に十万円で実際できるのか、そのあたりの調査等はされたのでしょうか。

○菅沼政府委員 警察で現在予定をしております二名の方につきましては、これは家族において今介護をしておられますので、どのくらいの経費がかかるのかということにつきましては具体的に調査をいたしておりませんけれども、公務員の災害補償法の規定に従つてそれに準じた形になっておりますので、人事院において検討された過程では、現実の介護費用などを勘案をして先ほど言ひましたような積算によつて定められたものであるというように承知しております。

○富田委員 人事院の積算の根拠についてなかなか疑問だと思ひますし、特に本件については民間の方が警察行政に協力してくれて災害に遭われたというふうな、そういう方たちに対する介護給付を加えていくというわけですね。法の規定が国家公務員災害補償法に準ずるというふうな規定になっていられるので今の法律上はしようがないと思ふのですが、民間の方で協力して公務員と同じような障害を負つた場合にそれを補償しようというのですから、できれば、準ずるではなくて、本当に民間の方が協力してくれてたまたまこういう障害を負つてしまった、そういう場合にはできる限りの補償をしていくのだというふうな観点から、法改正も含めてそのあたりもできれば検討していただきたい。今回の介護給付が加わるということで一歩前進だと思ひますのでこれは賛成いたしますが、そういう点も現実の介護の現場をきちんと把握していただいて、介護給付が加わればいんだよというふうなことではなくて、もう一歩先に行くような制度の改正に向けて警察庁の方でも頑張つていただきたいと思ひます。

次に、協力援助法ということで協力者に関する法案でしたが、これに關しまして、警察庁の方で犯罪被害者対策について基本方針をまとめたといふふうになっております。ちよつとこの法案の関連といふことでお聞きしたいのですが、報道によりますと、警察庁内に設置されておりました警察行政総合検討委員会が犯罪の被害者に遭つた方、犯罪被害者の対策ということについて基本方針をまとめたといふことで、いろいろな新聞に報道がされておりました。

一番詳しいのを見ますと、例えば「性犯罪を受けた女性に対して婦人警察官による事情聴取を増やし、適正な捜査を進めるための性犯罪捜査指導官を置く」とか、あるいは「担当捜査員が被害者に捜査状況を知らせているかどうかを把握する一方、被害者からの問い合わせに際しては被害者連絡担当係を置く」、また、刑事手続の流れや警察からの連絡事項、相談窓口などを書いた「被害者の手引き」といったものを作成して被害者に配付する、そのほか「必要に応じて、被害者のカウンセリングを行う民間団体を紹介する」、そういう意味では、今までどちらかというと捜査一辺倒だった警察行政で被害者の方にも光を当てようというふうな動きで、これは大変重要ではないかと思ふのです。

今ちよつと新聞の報道を紹介させていただいたのですが、この報道によりますと七項目ぐらい大きな柱を決めたといふことなのです。今四つほど載つておつたのですが、このほかにも具体的な施策があるのでしょうか。

○菅沼政府委員 お答えをいたします。

今回の被害者対策を重要な警察の方針、施策の中に取り込みました背景につきましては、今委員の方からお話がありましたとおりでございます。また、犯罪の被害者が単に直接的な犯罪被害を受けただけではなくて、それに伴って精神的あるいは経済的な被害を受け続ける、そういう実情がございますので、そうしたことに對して、被害者の身近で一番密接なかわりを持つている警察機関として必要な配慮をしていくという観点から、警察行政総合検討委員会というものを設けて、その答申に基づきまして具体的な施策を打ち出してきていくわけでございます。

七項目につきまして御説明をいたしますと、一つは「被害者の手引き」、これは仮称でございますけれども、これを作成、配布する。内容につきましては、どういうようなサービスが受けられるのか、あるいは手続的にどういう手続が必要であるのかといった、被害者にとって参考になるようなことを項目として整理したものでございます。

それから、被害者連絡担当の設置。これは被害者がその後被害者として引き継ぎ受けるような恐怖感でありますとか、そういったものについて相談をする窓口をきちんと定めておくことによりまして、警察との連絡がしやすいような形をとっていくというものでございます。

それから三つ目は、性犯罪捜査における婦人警察官による事情聴取の拡大と性犯罪捜査指導官の設置でございます。性犯罪特有の羞恥心等もございまして、できるだけ被害者の立場に配慮した事情聴取、また専門的な知識を持つている捜査員による捜査をさせようということで、その中で婦人警察官を積極的に活用していくというものでございます。

四つ目は、被害少年への支援体制の確立でございます。従来、被害者が少年であったという形で処理をしていましたものを、少年が被害者であるということによって起こってくる特異な問題、そういったことを配慮して、少年に対する支援を

積極的にやっていくというものでございます。それから五つ目は、被害者カウンセリング連絡体制等の整備、これは具体的に今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、被害者が通常受けるような問題についてカウンセリングができるような体制をきめ細かく設けていくというものでございます。

六番目は、捜査における被害者への対応に関する規範の整備やマニュアルの作成でございます。これは警察において捜査の過程で被害者に配慮すべき事項等についてマニュアルを整備して、警察官の日常的な活動の中に取り込んでいくというものでございます。

それから七番目は、警察の被害者対策推進体制等の整備でございます。例えば暴力的犯罪の被害者になった場合に後々までいろいろな恐怖感を持つ、あるいは警察へ協力したことによって受ける加害者側からの長怖、そういったものについても十分な支援をすることによって、今後とも積極的な捜査への協力、また被害者の安全の確保といったものを進めてまいりたいというようなことでございます。

以上七つが、現在考えております柱でございます。

○富田委員 かなり数多く質問通告しておいたのですが、時間がありませんのでまとめてちょっと質問させていただきます。今の御説明ですと、この七項目の基本的な柱というのは、被害者に対するある意味で各種の情報提供が一つ、もう一つは、これまでの警察の被害者に対する対応を改善していくという観点からの施策というものが含まれていると思うのですが、特に被害者に対する警察の現場での対応という点で今一番注目を集めているのは、先ほど説明ありましたように、性犯罪の被害者に対する取り調べをどうやってやっていくのかという点だと思います。

一つは性犯罪捜査指揮官ですか、こういうものを設けるといふことと婦人さんによる取り調べをふやすということですが、ちょっと資料を見ますと、婦人さんは全国で六千五百人ぐらいしかいない。刑事捜査のできる婦人さんは五百人ぐらいだということになります。実際に性犯罪の被害に遭われた方の事情聴取ができる婦人さんというのは今そんなにいないと思うのです。そういう婦人さんをどうやって数をふやすというのか、またどういふふうな訓練していくのか、そのあたりについてどういふ考えがあるのか、これが一つ。

あと、性犯罪捜査指揮官というのは一体どんな役割を果たさせようとしているのか、これが二つ。

それから捜査の現場のマニュアル、被害者に対するマニュアルをつくるということでしたけれども、実際に被害者になつて警察に行きますと、まるで犯人じゃないかみたいな扱われ方をすることが多いのです。私は議員になる前に弁護士をやっておりましたので、弁護士としても刑事事件を多く扱ってましたから警察へ行きますと、弁護士も犯罪者扱いされるようなことがよくありまして、国会の方に来て警察の幹部の皆さんとお会いして、どうも捜査の現場の線の皆さんと違うな、実に皆さん紳士だし、きちんと対応してくださるのですが、これが弁護士とか被害者、あるいは犯人はもう当然ですけども、そういう形で警察の現場へ行きますと非常に冷たい。実際、事情聴取されるような場所も、一般人から見ると何でこんなところだと思うようなところでの取り調べもありまして、現場の警察官の一言一言がかなり心の傷になるといふようなこともあります。

そういう面も含めて、本日にこういう基本方針をまとめていただいたのは結構だと思っております。現場の警察官の皆さんにどういふふうな被害者の立場に立つて考えていくんだということを指導していくのか、そういう観点を持たれているのかどうか、まずその三つについて端的にお答えください。

○野田(健)政府委員 お尋ねの性犯罪の問題でありますけれども、性犯罪の捜査をいたします場合に我々としても非常に気を使っておりますのは、被害者の尊厳を傷つけることになりはしないか。被害者にさらに事情聴取をせざるを得ないわけでありまして、その過程で精神的な被害といえます。負担をかけてしまふ。そういったことのないようにしながら捜査をまいりまして、一つは性犯罪というのは非常に潜在的に高いと、一つは性犯罪の理由の一つとして、犯人に対する厳しい訴追意識の欠如ということではなく、むしろこの事件が負担になるといふことが現にあるように思いますが、せめて捜査当局としては捜査過程においてそういった負担をかけるようなことは避けなければならぬというふうな考えをいっていただきたいと思います。

そして、婦人警察官はまだ現在非常に数が少ないわけでありまして、性犯罪の被害者が警察の事情聴取により受ける精神的被害を緩和する上では、被害者が希望する場合に同性による事情聴取が望ましいというふうな思いがあります。被害者の中には同性でない方がよいとおっしゃる方もありますが、一概には言えないのですけれども、多くの場合には同性による事情聴取が望ましいと思っておりますので、捜査能力を有する婦人警察官を調達することが急務であるというふうな考えをしております。

このためには、既設の刑事登用の場合の、任用の学校教養の充実であるとか、あるいは後ほど御説明したいと思いますが、性犯罪捜査指導官等の捜査幹部による指導、あるいは、現在やっております男子警察官が事情聴取を行う場合に、補助者として活用することによってその能力を高めるといふような実務を通じた訓練をやっていくというふうなことを考えております。

性犯罪捜査指導官の方は、都道府県のこの事件を担当いたしますのは通常捜査第一課でありますけれども、捜査第一課に指導官の立場で置かれて、性犯罪の潜在化の防止あるいは被害者の精神的負担の軽減を図るなど、性犯罪捜査を適切かつ強力に推進するために性犯罪捜査全般の指導等を

行うことをその役割とさせたいというふうに考えているところがございます。

それから、犯罪被害に遭った人に対するマニュアルの関係でありますけれども、従来警察施設といえますのは何にでも使えるような施設ということでありまして、下手をいたしますと、取り調べをするのを最後の場としております鉄格子の入った取り調べ室で被害者の方にも来ていただいで被害の事情聴取をするというふうな施設の状態になっておりますので、こういった点につきましても、被害者意識ということを考えますと場所としても適当でない。今後は、プライバシーが十分に守られて、なおかつ、そういった犯人扱いをされてないということが明白な施設をつくるということも大事だということに考えております。

御指摘のように、犯罪の取り扱いによって、被害者であるべき人が被害者としての尊厳を傷つけられるというふうなことがないように、十分配慮してまいりたいと考えております。

○富田委員 時間が来てしまいましたので、最後に、この件に関して私の意見をちょっと言わせていただきたいと思います。

「被害者の手引き」の作成等についても、それは警察庁の内部で専門家が集まってつくられると思うのですが、実際に犯罪の被害者として警察で事情聴取を受けてこういうような思いをしたのだとか、そういう民間の方たちの協力も得て、今後、「被害者の手引き」をつくられるときにやられていったらどうかというふうに一つ思っています。

あと、今回の基本方針によって、これまで警察というのは事件解決優先だったと思うのですが、第一線の警察官の皆さんの意識が被害者のことも考えていくのだというふうに変わるかどうか、本当にこの基本方針のポイントだと思えます。新聞報道には、マスコミを含めた民間が被害者の心の傷にどう対処するかが問われるというふうな署名記事もありました。本当にこのとおりだと思えます。全国の警察では毎日毎日起こる事件をマスコミ

ミに発表すると思うのですが、その際にも、被害者の立場に立った記者レクとか、そういう配慮も本当にぜひ行ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○平林委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 協力援助法の改正の問題の前に、坂本弁護士一家殺人事件に関連して一点だけお聞きしたいと思えます。

報道によりますと、國松警察庁長官、あなたはこの事件に関連して、昨年の九月七日に記者会見で、「神奈川県警は必死の捜査を続けてきたが実を結ばなかった。捜査が終了した段階で誠実に反省、検討していききたい」、こう述べておられます。また、同じく「初動捜査のミスがあったとの指摘があるが、警察庁として検討を加え、反省、教訓として他府県警に披露したい」と締めくくった。このように記事がございまして、記者会見の様子が報ぜられていました。

きのうも、坂本さん御一家の納骨式があったりなどして、そういう意味でいいますと、多くの方々の関心をさらに集めて、今度の事件が、やはり捜査の問題についてどうだったのかということ、多くの方々の御意見が出ています。血痕だとかブルシャの問題が明らかになっていきます。したがって、一貫してオウムの方々の犯罪を追及してきたジャーナリストの江川紹子さんなども、「犯行現場には明らかに犯罪の痕跡が残っており、初動捜査の遅れが残念だ」、こういうふうな述べられておりますし、同僚の弁護士の方々も異口同音に初動捜査のおくれと捜査のあり方に疑問を投げかけておられます。ですから、同じくこの記事で「もっと早く解決していれば、その後の事件はなかったと言われればその通りだ」、こういうふうな当時光長は述べになっておられますが、今、国民の前にそれらの問題について改めて明らかにすべき時期が来ているのじゃないでしょうか。いかがですか。

○國松政府委員 私の新聞記事に關しましては、

おおむねそのようなことを申ししたのは間違いないと思えます。

坂本事件につきましては、神奈川県警が必死の努力をいたしまして、昨年被疑者の検挙にこぎつけたわけでございます。もちろん、一般的に申しまして、一連のオウム真理教関係事件と申しますものは、日本の犯罪史上まれに見る大規模かつ困難な事件でございます。それだけの事件でございますだけに、一つ一つの事件、捜査の現場はそのときそのときの状況におきましてベストを尽くしておるわけでございますけれども、後になって考えれば、いろいろと反省をし、あるいは教訓とすべき事項が多々あるということもまた事実であろうと思えます。そういったものにつきましては、我々捜査の実務にある者は、その時期が参りましたと謙虚に反省をいたしまして、今後の捜査に生かすということが当然あるべきだろうと思っております。そのことについては、坂本事件を含めまして、一連のオウム事件につきましても何も変わることはございません。

ただ、現在の時点につきましては、この一連のオウム真理教事件に關しまして特別に重要な被疑者として全国警察が追つかけております被疑者がまだ七名もおります。あるいは犯罪の被害に遭ったのではないかなと思われ、元信者の方で行方不明な方という方も多数おられるわけでございます。オウムの事件と申しますものは、昨年の上九一色村の教団施設に対する一斉捜索以来一年もたつておるわけでございますが、まだまだ捜査はこれからやらなければならぬという状況でございますので、現在の時点におきましては今申しましたような事項につきましても、捜査を目的として下鋭意進めるべき問題であろうと思えますが、そういう事件が一段落いたしました段階では、やはりこの事件、我々として一種の総括をすべきであるというところは間違いないことであろうと思えます。

○穀田委員 今後の方からございしましたけれども、そういう意味でいいますと、これからは続ける、そういう事実認識についてはそのとおりだと思ふのです。ただ、一段落したものですから、反省、教訓として、そういう意見が広範な国民の中にあらうということもぜひ認識していただいで、処理していただきたいと私も思っています。そのことだけは、ぜひお願いしておきたいと思えます。次は、協力援助法に関連して、一、二点だけお聞きしたいと思えます。

私、この問題で聞きたいことの中心は、先ほどございしましたように、警察官の職務に協力援助した方がそういう事故に遭われた方、被害者になつた方が一定の給付をされるものとされているのだけれども、すべて認定されるのかということはどうしてもよくわからないのです。だから、先ほどあつたように、申請を受けて、法に基づいて認定されれば認定する、こういうやり方なんです。結果として、そういう方で認定されなかった方は今までのとおりですか。どうしても気になっているものですから、そこをちょっと。

○菅沼政府委員 お答えをいたします。過去五年ほどの例から見ますと、協力援助法の適用になる方、つまり、警察官の要請によってあるいは要請によらないであるいは警察官のいないところで人命救助等の活動によってけがをした方あるいは亡くなった方という方でありまして、亡くなる方が年間十人ほど、これはほとんどが水難救助等が中心でございます。それから、けがをされる方が二十、三名というものが平均でございます。もちろん、警察に協力していただく方はたくさんおられるのですけれども、そのうちで亡くなった方がけがをした方という方が対象になりますので、数としてはこういう数でございます。

これにつきましては、今御指摘がございましたけれども、要請をした場合には、警察官が当然現場にいます。それから、要請によらないでやつた場合におきましても、事柄の性質上何らかの形でその事実を警察官が認知するのが通常でございます。したがって、こうした亡くなつ

千円に、「二千円」を「二千五百円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同条第二項中「三千二百円、二千六百円及び二千円」を「三千八百円、三千二百円及び二千六百円」に改める。

第三百四十八条第二項第六号の二中、「高圧ガス取締法第五條第一項若しくは第六條」を削り、「第三條若しくは」を「第三條又は」に改め、「又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百四十九号)第三條第一項」を削り、同項第十一号の三中「連合会」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会」を、「協業組合」の下に「商工組合連合会並びに」を加え、「並びに商工組合連合会であつて同法第三十一條第五号及び第六号に規定する事業のみを行うもの」を削り、同項第十三号中「直接その事業の用に供する固定資産」を「日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十二條第一項又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの」に改め、同項第十七号中「直接その業務の用に供する固定資産」を「国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)第二十二條第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの」に改める。

第三百四十九条の三第一項中「新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産のうち電気の供給、物品の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の掘採を業とする者がその用に供するもので」を「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二條第一項第二号に規定する一般電気事業者若しくは同項第四号に規定する卸電気事業者又は鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者若しくは日本鉄道建設公団若しくは本州四国連絡橋公団(以下本項において「電気事業者等」という。)により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該電気事業者等がその事業の用に供するもののうち」に、「物品の製造又は鉱物の掘採を業とする者がその」を「変電所の」に、「二分の一」を「五分の二」に改め、同条第五項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二十一項中「含む」の下に「第三十七項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

37 水資源開発公団が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する土地(第三百四十八條第二項第二号に掲げる土地を除く)で政令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の規定にかかわらず、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

第五百八十六條第二項第一号の十七の次に次の二号を加える。

一の十八 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)第三條第一項の規定により水源地域として指定された地域において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)及び宿泊施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の十九 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)第七條において「承認地域輸入促進計画」という。において定められた同法第四條第二項第二号に規定する特定集積地区において、承認地域輸入促進計画に従つて同法第二條第二項に規定する輸入貨物流通促進事業(以下本号において「輸入貨物流通促進事業」という。)のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)及び承認地域輸入促進計画に従つて輸入貨物流通促進事業に係る施設のうちに政令で定めるものの用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

第五百八十六條第二項第二号ハ中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の下に「(昭和四十二年法律第四百四十九号)」を加え、同項第五号の七及び第十五号を削り、第十四号の二を第十五号とし、同項第二十号中「第八條第一項第三号に規定する高度利用地区又は同項第四号」を「第八條第一項第四号」に、「これらの区域を、当該特定街区」に、「同条第二項第二号ホ又はヘ」を「同条第二項第二号ヘ」に改め、同項第二十号の四を次のように改める。

二十の四 都市再開発法第七條第一項に規定する市街地再開発促進区域の区域内における当該市街地再開発促進区域に関する都市計画に適合している建築物及び同法第二條第六号に規定する施設建築物の敷地の用に供する土地

第五百八十六條第二項中第二十七号の二を削り、第二十七号の三を第二十七号の二とし、第二十七号の四を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とし、第二十七号の六を削り、第二十七号の七を第二十七号の五とする。

第六百二十九條の三十二第二項中「道路法」の下に「(昭和二十七年法律第八十号)」を加える。

第六百二十九條の三十二第二項中「道路法」の下に「(昭和二十七年法律第八十号)」を加える。

第七百一條の三十四第三項第一号中「施設」の下に「政令で定めるもの」を加え、同項第十一号の二を削り、同項第十七号中「(昭和三十九年法律第七十号)」を削り、同項第二十七号中「(路外駐車場)」の下に「政令で定めるもの」を加え、同条第四項中「次に掲げる施設」を「百貨店、旅館その他の消防法第十七條第一項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防設備等で政令で定めるもの(以下本項において「消防設備等」という。))及び当該防火対象物に設置される建築基準法第三十五條に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備(消防用設備等を除く)のうち政令で定める部分(以下本項において「防災用設備等」という。))に、「当該施設」を「当該消防設備等又は当該防災用設備等」に改め、同項各号を削り、同条第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第七百一條の四十一第一項の表中

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四條第一項若しくは第四項又は第十四條の四第一項若しくは第四項の規定による許可を受けて行つた産業廃棄物の収集、運搬又は処分は、当該事業その他公害防止のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの

二分の一
四分の三

四分の三	二分の一	四分の三
二分の一	四分の三	二分の一

を

四 事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）
四の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定による許可を受けて行つた産業廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの

に改め、同条第四項中「の新築で」を「都市再開発法附則第四条

第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）第二条第二号に規定する防災建築物で事業所等の用に供するものをいう。）の新築で同法第三条の規定に基づき指定された」に改め、同条第五項中「次に掲げる」を「都市再開発法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域の区域内における当該市街地再開発促進区域に関する都市計画に適合している」に改め、同項各号を削る。

第七百二条第二項中「又は第三十六項」を、「第三十六項又は第三十七項」に改める。

附則第三条の四の見出し、同条第一項及び第三項、附則第三条の五の見出し及び同条第一項並びに附則第三条の六（見出しを含む。）中「平成七年度分」を「平成八年度分」に改める。

附則第六条第一項及び第四項中「平成八年度」を「平成十三年度」に改める。

附則第八条の二第三項中「若しくは第六十三條の二第一項の下に」若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第

号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三條第一項若しくは第六十三條の二第一項を加え、第六十三條第一項又は「第六十二條の三第一項若しくは第八項、第六十三條第一項又は「第六十三條第一項」を「第六十二條の三第一項若しくは第八項（租税特別措置法の

一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置

法第六十二条の三第一項若しくは第八項を含む。）、第六十三條第一項（に改め、第六十三條第一項を含む。）の下に「（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）を、第六十三條の二第一項を含む。）の下に「（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第

号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項を含む。）を加える。
附則中第九条の三を第九条の二とし、第九条の四を第九条の三とする。

附則第十条第二項中「国有林野」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「事業」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に改め、「当該補助を受けた額」と及び「との差額の十分の一に相当する額を当該乗じて得た額に計算した額に相当する額を削り、同条第四項から第六項までの規定中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第八項中「当該取得が」の下に「平成八年四月一日から」を加え、「当該家屋のうちこれらの特定路外駐車場の用に供する部分の価格の二分の一（地上に設けられる特定都市計画駐車場の用に供する部分又は地下に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分）にあっては当該部分の価格の三分の一、地上に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあっては当該部分の価格の四分の一に相当する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同

項に次の各号を加える。

一 当該家屋の取得が特定都市計画駐車場の用に供する家屋の取得である場合 当該家屋のうち当該特定都市計画駐車場の用に供する部分の価格の二分の一（当該部分のうち地上に設けられる部分にあっては、三分の一に相当する額）

二 当該家屋の取得が特定届出駐車場の用に供する家屋の取得である場合 当該家屋のうち当該特定届出駐車場の用に供する部分の価格の四分の一（当該部分のうち地上に設けられる部分にあっては、五分の一に相当する額）

附則第十一条第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第十六項を削る。

附則第十一条の四第九項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の五第一項中「平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日まで」を「平成八年一月一日から平成十年十二月三十一日まで」に改め、「三分の一（当該取得が平成六年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間にわたつた場合）にあっては、二分の一」を「二分の一」に改め、同条第二項中「三分の一（当該取得が平成六年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間にわたつた場合）にあっては、二分の一」を「二分の一」に改め、同条第三項中「平成六年四月一日から平成八年十二月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年十二月三十一日まで」に改め、同項の表中「三分の一（当該取得が平成六年四月一日から平成十年十二月三十一日までの間に取用され又は譲渡した場合にあっては、二分の一）」、「三分の一（当該取得が平成六年四月一日から平成十年十二月三十一日までの間に取用され又は譲渡した場合にあっては、二分の一）」の各号に掲げる清算金又は補償金に就いて当該各号に定める日が平成六年四月一日から平成十年十二月三十一日までの期間内である場合にあっては、二分の一）、三分の一（当該各号に定める

公告が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合に於ては、二分の一）、三分の二（当該交換によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合に於ては、価額の二分の一）、三分の二（当該道路一体建物に係る同法第四十七条の六第一項に規定する協定が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に締結された場合に於ては、二分の一）、三分の二（当該協定が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に締結された場合に於ては、二分の一）、三分の二（当該入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合に於ては、二分の一）、三分の二（当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合に於ては、二分の一）及び三分の二（当該交換分合によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合に於ては、二分の一）を、二分の一に改める。

3 平成七年一月二日から平成十年三月三十一日までの間に、倉庫業法第六条第一項に規定する倉庫業者（これらの者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した輸入の促進に寄与する倉庫として政令で定めるもの若しくは流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるもの又はこれらの倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの及び港湾運送事業法第八条第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三条第一号又は第二号に掲げる港湾運送事業の免許を受けた者に限る。）が新設し、又は増設した輸入の促進に寄与する上屋として政令で定めるもの（増設した倉庫又は上屋にあつては、それぞれ当該増設部分とする。以下本項において「倉庫等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二十九条の規定にかかわらず、当該倉庫等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該倉庫等に係る固定資産税又

あつては昭和五十五年一月二日以後において取得されたものに限る。のうち、平成十年三月三十一日までの間に取得されたものに對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

一 鉱山保安法第四条第二号の鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設

二 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第十二条第一項又は第十二条の十第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、自治省令で定めるもの

三 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生

一項に規定する産業廃棄物処理施設で、自治省令で定めるもの

附則第十五条第六項中「平成六年度分及び平成七年度分」を「平成八年度分及び平成九年度分」に改め、同条第九項を削り、同条第八項中「平成六年度分及び平成七年度分」を「平成八年度分及び平成九年度分」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前条各号」を「第五項第一号から第四号まで及び第六号」に、「平成六年度分及び平成七年度分」を「平成八年度分及び平成九年度分」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

高圧ガス取締法第五条第一項若しくは第六条又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条第一項の規定による許可を受けた者のうち政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者で政令で定めるものが平成八年一月二日から平成十年三月三十一日までの間に公共の危害防止のために設置する障壁その他の構築物で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構築物に係る固定資産税の課税標

準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条第十項中「平成七年度」を「平成九年度」に改め、同条第十二項中「平成七年一月日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条

第十三項中「平成七年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「平成三年一月二日から平成七年一月一日まで」を「平成七年一月二日から平成十年三月三十一日まで」

に改め、「のうち、家屋にあつては当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の

四分の三の額とし、償却資産にあつては当該償却資産を削り、同条第十六項中昭和六十二年一月二日から平成七年一月一日までを平成七年一月二日から平成十年三月三十一日までとし、「六分の五」を「八分の七」に改め、同条第十八項中「政令で定めるもの」の下に「指定法人が阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊したこれらの固定資産(平成七年度分の固定資産税について本項の規定の適用を受けたものに限る)に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事)が認める固定資産を取得し、又は当該損壊した固定資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された固定資産(平成七年一月十七日以後において取得され、又は改良された固定資産に限るものとし、改良された固定資産にあつては、当該改良された部分とする)を含む。」を加え、「平成七年度」を「平成九年度」に改め、同条第十九項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「平成三年四月一日(当該機械その他の設備のうち自治省令で定めるものにあつては、平成四年四月一日)から平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に改め、同条第二十三項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第二十四項中「昭和五十四年八月七日まで」を削り、「となつた地域」を「及び地震防災対策の強化を特に必要とする区域」として政令で定める区域」に、同条第二十二号に規定する地震防災応急計画に基づいて昭和五十七年一月二日から平成七年一月一日までを「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「同条第十四号に規定する地震防災応急対策」を「地震防災対策に」、「自治省令」を「政令」に改め、同条第二十五項中「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「六分の五」を

「十分の九」に改め、同条第二十七項中「第二号」を「第二号第一項第二号」に、「平成三年四月一日から平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「八分の七」に改め、同条第二十八項中「平成五年四月一日から平成八年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五」に改め、同条第二十九項中「平成三年四月一日から平成八年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第三十項中「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成七年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に改め、「三分の二」の下に「当該設備又は施設のうち自治省令で定めるものにあつては、当該設備又は施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三」を加え、同条第三十二項中「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第三十三項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第三十四項中「平成五年四月一日から平成八年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「六分の五」に改め、同条第三十五項を削り、第三十六項を第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36 平成七年一月二日から平成十年三月三十一日までの間に新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産のうち物品の製造又は鉱物の掘採を業とする者がその用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

37 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者が平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日(全国新幹線鉄道整備法第二條に規定する新幹線鉄道に係るものにあつては、平成十一年三月三十一日)までの間に既設の鉄道(鉄道事業法第二條第六項に規定する専用鉄道を除く)に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で自治省令で定めるものにより新たに取得した線路設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該線路設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該線路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条の三第一項中「貨物会社」の下に「以下本項及び」を、「適用があつた固定資産」の下に「及び旅客会社等が阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊したこれらの固定資産(平成七年度分の固定資産税について本項の規定の適用を受けたものに限る)に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事)が認める固定資産を取得し、又は当該損壊した固定資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された固定資産(平成七年一月十七日以後において取得され、又は改良された固定資産に限るものとし、改良された固定資産にあつては、当該固定資産の当該改良された部分とする)を含む。」を加える。

同条第六項中「平成八年一月一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項中「第三項まで」を「本項、次項及び第六項」に改め、「以外の土地」の下に「の全部又は一部を、政令で定める者」の下に「(第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という)を加え、「本項」を「本項及び第三項」に、「第三百八十四条」を「第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条」に、「第三百四十九条の三の二第二項第二号中「存する住居」とあるのは、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」を、「第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の二第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」に改め、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「家屋の所有者」の下に「当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。」を、「区分所有に係る家屋」の下に「である場合又は共有物である家屋」を、「各区分所有者」の下に「又は各共有者」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に、「附則第十六条の二第四項」を「附則第十六条の二第十項若しくは第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「所有者」の下に「(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む)を、「償却資産を取得」の下に「共有持分の取得を含む。以下本項において同じ)を、「部分の下に」とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。」を加え、「又は附則第十五条から第十五条の三まで又は次項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一

項を加える。

11 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した立体交差化施設に係る線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるものに代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける構築物にあつては、当該構築物の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事）が認める構築物を取得し、又は当該損壊した構築物を改良した場合における当該取得され、又は改良された構築物の改良された構築物にあつては、当該構築物の当該改良された部分）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該構築物の価格の三分の一（当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該構築物の価格の六分の一）の額とする。

附則第十六条の二第三項中「限る。」の下に「以下第九項までにおいて「仮換地等」という。」を、「従前の土地」の下に「全部又は一部」を加え、「同項」を「同条第六項」に、「者で第一項に規定する平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者」を「被災住宅用地の所有者等」に、「当該仮換地等を」を「当該仮換地等のうち、従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地を」に、「前二項」を「第一項及び前項」に改め、「第一項中「土地以外の土地」の下に「全部又は一部」を加え、「政令で定める者」を「政令で定める者第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。」に、「存する住居」とあるのは「住宅用地の上に存する住居」と、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とあるのは附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の上に平成七年度に係る賦課期日において存した住居」を「附則第十六条の二第二項」とあるのは

「附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等」と、「第一項又は第二項」とあるのは「第六項の規定により読み替えて適用される第一項に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災住宅用地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうち特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の二第六項」とあるのは「附則第十六条の二第七項において準用する同条第六項」と、「仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

8 仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該被災共用土地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて同条第一項の所有者とみなされたときは、

当該仮換地等に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災共用土地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」とする。

附則第十六条の二第二項中「前項に規定する平成七年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者」が同項を「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 平成七年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下本項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の二第二項」とあるのは、「附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下本項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成七年一月十七日以後に分割された土地を除く。以下本項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合において、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下本項において被災共用土地納税義務者」という。）は、第十條の二第一項の規定

にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項）において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の自治省令で定める場合においては、自治省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）によつてあん分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されてい

た土地で平成七年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第三項の規定の適用を受けたもの（平成七年一月十七日以後に分割された土地を除く。以下本項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下本項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合によつて当該特定被災共用土地に係る固定資産税額をあん分することを、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定によるあん分の方法を参酌し、当該割合によりあん分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十條の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割

合によつてあん分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

附則第十七條の二第二項中、「第十九條の三又は第三十八條第五項若しくは第六項」を「又は第十九條の三」に改める。

附則第十八條第二項中、「附則第十五條」を「又は附則第十五條に改め、又は第三十八條第五項若しくは第六項を削り、同項第一号ハ中において前項」を「において地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。）の規定が適用されるとしたならば平成八年改正前の地方税法附則第十八條第一項に、「用いられるべき」を「用いられることとなる」に、「負担調整率に前項を「負担調整率に平成八年改正前の地方税法の規定が適用されるとしたならば平成八年改正前の地方税法附則第十八條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 平成八年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」と、「一・〇七五」とあるのは「一・〇五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」と、「一・二五」とあるのは「一・二」とする。

附則第十九條に次の一項を加える。

4 平成八年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・二」とあるのは「一・〇五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」と、「一・二五」とあるのは「一・二」とする。

附則第十九條の四第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 平成八年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」と、「一・二五」とあるのは「一・二」とする。

五とあるのは「一・〇五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」とする。

附則第二十五條第二項中、「附則第十五條から第十五條の三まで又は第三十八條第五項若しくは第六項及び又は附則第十五條から第十五條の三まで」を削り、同条に次の一項を加える。

4 平成八年度分の都市計画税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」と、「一・一」とあるのは「一・〇五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」と、「一・二五」とあるのは「一・二」とする。

附則第二十六條第二項中、「附則第十五條から第十五條の三まで又は第三十八條第五項若しくは第六項及び又は附則第十五條から第十五條の三まで」を削り、同条に次の一項を加える。

4 平成八年度分の都市計画税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」と、「一・二五」とあるのは「一・二」とする。

附則第二十七條の二第二項中、「附則第十五條から第十五條の三まで又は第三十八條第五項若しくは第六項及び又は附則第十五條から第十五條の三まで」を削り、同条に第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 平成八年度分の都市計画税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」と、「一・二五」とあるのは「一・二」とする。

附則第二十八條第四項中（附則第三十八條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を削る。

附則第三十一條の二第二項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「十二年」を「十四年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条第八項中「第六項」を「第四項」に、「附則第三十一條の二第八項」を「附則第三十一條の二第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第三十一條の三第一項中、「附則第十五條」を「又は附則第十五條に改め、又は第三十八條第五項若しくは第六項」を削り、同条第二項中「平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日まで」を「平成八年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「三分の二（当該取得のうち平成六年一月一日から同年十二月三十一日まで）の間にされたものにあつては、二分の一」を「二分の一」に改め、同条第三項中「平成九年度」を「平成十一年度」に、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成七年度」を「平成九年度」に改める。

附則第三十二條第一項中「又は一般貸切旅客自動車運送事業」及び「これに代わるものを含む。」を削り、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「（以下本項において「メタノール自動車」という。）」を削り、「平成七年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「百分の二・二」を「百分の二・四」に改め、同条第五項中「技術基準（以下本項の「下」に及び次項を加え、同条第六項を次のように改める。

6 道路運送車両法第四十一條の規定により平成九年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該

平成八年三月二十五日

則第三十二條の三第二項から第九項まで」に、

日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第

のは「百分の五・五」と、同項第三号中「百六十万円」とあるのは「三百八十万円」に改め、「の規

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三百四十九条の三第二十一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第七百二条第二項の改正規定、同法附則第三十三条の三第二項及び第三項、附則第三十三条の四第三項並びに附則第三十四

条の改正規定、同法附則第三十四条の二第一項の改正規定（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定（前条第五項を「前条第四項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十四条の三第一項及び第三項並びに附則第三十五条の改正規定並びに附則第六条第五項、第十一条第二項及び第十二条第一項の規定、平成九年四月一日

二 第一条中地方税法附則第三十四条の二の改正規定（同条第一項の改正規定中「（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削る部分及び同条第四項の改正規定中「前条第五項」を「前条第四項」に改める部分を除く。）及び附則第十二条第二項の規定、平成十年四月一日

三 第一条中地方税法第三百四十九条の三第五項の改正規定及び附則第六条第四項の規定、海上運送法の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）
第二条 附則第十二条に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第三条 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二条の十四第一項

第一類第二号 地方行政委員会議録第五号 平成八年三月二十五日

（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十三条の二第五項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成八年一月一日前に行つた租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等については、なおその効力を有する。

2 新法第七十二条の十七第三項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、平成八年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 次項に定めるものを除き、新法附則第十一条の五第三項の規定は、平成八年一月一日以後の新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十三条第二項若しくは第十四項又は附則第十一

条の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間において、新法第七十三条の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しく

は譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に依り当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、新法第七十三条の二十七の二第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、新法附則第十一条第二項に規定する交換によつて失つた土地が失われた場合、同条第十四項に規定する道路（建物に係る道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合、新法附則第十一条の四第五項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第七項に規定す

る交換分合によつて失つた土地が失われた場合であつて、かつ、平成八年一月一日以後に新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十七の二第二項、附則第十三条第二項若しくは第十四項又は附則第十一条の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されてない場合にあつては、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとす。

第七十三条の十四第八項		第七十三条の十四第十項	
登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格
登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日まで	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日まで	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日まで	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日まで

第七十三条の十四第十三項		決定した価格	登録された価格	日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一に相当する額を加算して得た額
第七十三条の十四第十三項		決定した価格	登録された価格	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
第七十三条の二十七の二第一項		決定した価格	登録された価格	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
第七十三条の二十七の二第一項		決定した価格	登録された価格	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
附則第十一条第二項		決定した価格	登録された価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
附則第十一条第二項		決定した価格	登録された価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
附則第十一条第十四項		決定した価格	登録された価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
附則第十一条第十四項		決定した価格	登録された価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
附則第十一条第四第五項		決定した価格	登録された価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
附則第十一条第四第五項		決定した価格	登録された価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合に於ては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)

ては、二分の一に相当する額を加算して得た額)

決定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一に相当する額を加算して得た額)

登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一に相当する額を加算して得た額)

決定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一に相当する額を加算して得た額)

登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該交換分合によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日まで相当する額を加算して得た額)

決定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該交換分合によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日まで

の間に失われた場合にあつては、二分の一に相当する額を加算して得た額)

5 平成八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十六条第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち同法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」とする。

七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合について適用する。

7 新法附則第十二條第二項及び前項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)附則第四條第二項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

(市町村民税に関する経過措置)

第五條 附則第十二條に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法附則第十二條第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地につき租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「改正後の租税特別措置法」という。)第七十條の七第一項に規定する取用交換等による譲渡をしたことにより、新法附則第十二條第二項において準用する改正後の租税特別措置法第七十條の第四十

3 新法第三百四十九條の三第一項の規定は、平成七年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産

附則第十八條第一項、第十九條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同條第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法

附則第二十八條第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七十七條第一項の規定及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七十七條第一項中「第四百五十五條第一項の規定によりて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百五十五條第一項（第四百十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百七十七條第一項とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額」と読み替えて適用される第四百七十七條第一項とする。

（特別土地保有税に関する経過措置）
第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成七年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
2 第五項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日

前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
3 新法第五百八十六條第二項第一号の十八の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備の用に供する土地及び施行日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。
4 新法第五百八十六條第二項第一号の十九の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備の用に供する土地及び施行日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

5 新法附則第三十一條の第三項の規定は、平成八年度一月一日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日以前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
第九條 新法附則第三十二條第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日以前の旧法附則第三十二條第六項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
（事業所税に関する経過措置）
第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一條の三十二條第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項、第三項及び第六項並びに附則第十三條第二項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の

事業及び平成八年度以後の年度の個人の事業（施行日以前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日以前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成八年度以前の年度の個人の事業及び平成八年度分の個人の事業で施行日以前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 第四項に定めるものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一條の三十二條第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日以前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法第七百一條の三十四條第四項第一号に掲げる施設に係る事業のうち、施行日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業（施行日以後に事業を開始する法人の事業を除く。）及び平成八年度以前の年度の個人の事業（施行日以後に事業を開始する個人の事業を除く。）に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二條の第三十一項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「七年」とあるのは、「九年」とする。

5 前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十二條の三第二十九項の規定の適用については、同項の表中「又は附則第三十二條の三十項から第二十八項までの規定」とあるのは「若しくは附則第三十二條の三十項から第二十八項までの規定又は地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第十條

第四項の規定によりなお効力を有するもの」として読み替えて適用される同法第一條の規定による改正前の地方税法附則第三十二條の三第十一項の規定」と、「又は附則第三十二條の三第十項から第二十八項まで」とあるのは「若しくは附則第三十二條の三第十項から第二十八項までの規定又は地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第十條第四項の規定によりなお効力を有するもの」として読み替えて適用される同法第一條の規定による改正前の地方税法附則第三十二條の三第十一項」とする。

6 旧法附則第三十二條の三の二第七項に規定する事業のうち、同項に規定する進出実施期間終了日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び同項に規定する進出実施期間終了日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）
第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二條第二項の規定（新法第三百四十九條の三第三十七項の規定に関する部分に限る。）は、平成九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和六十一年一月二日から平成七一年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五條第三項に規定する倉庫等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成三年一月二日から平成九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第九項に規定する家屋に対して課する都市計画税につ

を「適用される平成七年改正前の地方税法」の下に「と、〔負担調整率に平成八年改正前の地方税法〕とあるのは〔負担調整率に平成八年改正法附則第二十条の規定による改正前の平成五年

改正法附則第九條第三項において読み替えて適用される平成八年改正前の「地方税法」を加え、同表附則第九條の四第四項の項中「附則第九條の四第四項」を「附則第九條の四第五項」に改め、同表附則第二十七條の二第二項の項中「第十五條の三」を「除く」に改め、「地方税法附則第二十七條の二第二項」との下に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。）とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）以下本号において「平成八年改正法」という。）附則第二十條の規定による改正前の平成五年改正法附則第九條第三項において読み替えて適用される平成八年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。）と、「平成八年改正前の地方税法附則第十八條第一項」とあるのは「平成八年改正法附則第二十條の規定による改正前の平成五年改正法附則第九條第三項において読み替えて適用される平成八年改正前の地方税法附則第二十七條の二第二項」とを、「適用される平成七年改正前の地方税法」の下に「負担調整率に平成八年改正前の地方税法」とあるのは「負担調整率に平成八年改正法附則第二十條の規定による改正前の平成五年改正法附則第九條第三項において読み替えて適用される平成八年改正前の地方税法」を加え、同表附則第二十七條の二第四項の項中「附則第二十七條の二第四項」を附則第二十七條の二第五項に改める。（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一條 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第九條第三項の規定は、平成八年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、平成六年度分及び平成七年度分の固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二條 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第五項中「平成八年十二月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

附則第七條第七項中「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十九号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）」に、「附則第十六條の二第四項」を「附則第十六條の二第十項」に改める。

附則第九條第三項中「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十九号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）」に、「附則第十六條の二第四項」を「附則第十六條の二第十項」に改め、同条第四項及び第五項中「地方税法の一部を改正する法律」を「地方税法等の一部を改正する法律」に、「附則第十六條の二第四項」を「附則第十六條の二第十項」に改める。

（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 前条の規定による改正後の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第七條第七項及び第九條第三項から第五項までの規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成八年度分の個人住民税に係る定率による特別減税の実施、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し、宅地及び宅地比準土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の実施並びに平成八年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整率の変更を行うとともに、個人住民税均等割の税率の見直し、非課税等特別措置の整理合理化を行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化を行うほか、個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

し、非課税等特別措置の整理合理化を行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化を行うほか、個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十二條第一項の表道府県の項第四号中

を 5 労働費

に改め、同表道府県の項第八号及び第十号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表道府県の項第十一号及び第十二号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加え、「同年度」を「当該各年度」に改め、同表市町村の項第四号中「厚生労働費」を「厚生費」に、

費
常経費
費
人口
人口
人口
失業者数

人口

人口

第十一号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表市町村の項第十二号及び第十三号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加え、「同年度」を「当該各年度」に改め、同表第二項の表中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三十七号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表第三十八号を同表第三十七号とし、

同表第三十九号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表第四十号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加え、「同年度」を「当該各年度」に、「一般公共事業等」を「一般公共事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等」に改め、同号を同表第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

地方税法等の一部を改正する法律案の修正案

第一条 地方税法第三十八條並びに第三百十條第一項の表及び第二項の改正規定を削る。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

5 労働費
人口
失業者数

5 清掃費
(1) 経常経費
(2) 投資的経費

に改め、同表市町村の項第九号及び

四十 個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度及び平成七年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十一号。以下「地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額

(2) 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車等の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費税と税の額の減少による同年度及び平成七年度の減収額

(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度及び平成七年度の減収額

第十二条第二項の表第四十一号を削る。

5 労働費

人口

失業者数

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

5 労働費

人口

失業者数

段階補正及び寒

正、密度補正、態容補正冷補正

に改め、同表道府県の項第八号及び第十号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表道府県の項中

11 財源対策債償還費

平成六年度の財源対策のため同年度において発行を許可された地方債の額

11 財源対策債償還費

平成六年度及び平成七年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額

12 減税補てん債償還費

個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度及び平成七年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

種別補正

を

種別補正

種別補正

に改め、同表市町村の項第四号中「厚生労働費」を「厚生費」

5 清掃費

(1) 経常経費

人口

(2) 投資的経費

人口

失業者数

5 清掃費

(1) 経常経費

人口

(2) 投資的経費

人口

失業者数

密度補正、態容補正及び寒冷補正

正

態容補正

態容補正

に改め、

を

同表市町村の項第八号及び第十号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表市町村の項第十一号及び第十二号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加え、「同年度」を「当該各年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成七年度」を「平成九年度」に改め、同条第一項中「平成七年度から」を「平成九年度から」に改め、「(平成七年度にあつては、当該合算額に千八百十億円を加算した額)」を削り、同項第二号中「平成七年度にあつては、十一兆六千八百五十七億四千八十二

万九千円とする。」を削り、同項第三号中「平成七年度にあつては、平成六年度における借入金金の額七兆四千三百二十五億六千八百九十九円とする。」を削り、同項第四号中「(昭和二十九年法律第百三十三号)及び(平成七年度にあつては、四千三百三十三億円とする。)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 平成九年度から平成十八年度までの各年度分の交付税の総額については、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成九年度	六百四十億円
平成十年度	七百十億円
平成十一年度	七百八十億円
平成十二年度	八百五十億円
平成十三年度	九百四十億円
平成十四年度	千三十億円
平成十五年度	千四百十億円
平成十六年度	千二百五十億円
平成十七年度	千三百八十億円
平成十八年度	千五百五十億円

附則第四条第三項中「平成八年度から平成二十二年まで」を「平成九年度から平成二十三年まで」に、「第一項の額に、次の」を「平成九年度から平成十八年度までの各年度にあつては前二項の額の合算額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、

平成十九年度から平成二十三年度までの各年度にあつては第一項の額に次のように改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成九年度	四千八百十億円
平成十年度	四千八百四十億円
平成十一年度	四千八百七十一億円
平成十二年度	五千三百五十五億円
平成十三年度	五千九百五十二億八千万円
平成十四年度	千七百八十四億円
平成十五年度	千九百六十三億円
平成十六年度	二千百五十五億円
平成十七年度	二千三百六十四億円
平成十八年度	二千六百十億円
平成十九年度	二千八百七十億円
平成二十年度	三千百五十五億円
平成二十一年度	三千四百六十九億円
平成二十二年度	二千五百二十八億円
平成二十三年度	千二百三十一億円

附則第四条を附則第四条の二とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

(平成八年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成八年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に三百億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成八法律第 号)による改正前の

地方交付税法附則第四条第三項の規定において平成八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 四千三百三十八億円

三 前二号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時特例加算額 四千二百

五十三億円

四 平成八年度における借入金金の額に相当する額のうち附則第四条の二第二項の規定に基づき平成九年度から平成十八年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額 一兆二百二十五億五千万円

五 平成八年度における借入金金の額に相当する額のうち前号に掲げる額以外の額 十四兆三千五百二十八億九千八百九十九円

六 平成七年度における借入金金の額に相当する額 十一兆六千八百五十七億四千八百八十二万九千円

七 平成八年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の

規定による借入金に係る利子の支払に充てらるるため必要額 四千八百三十億円
附則第六条第一項中「平成八年度を平成十

七年度に改め、同項の表中「平成三年度」の下に「平成七年度及び平成八年度」を加え、同条第二項の表を次のように改める。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
(1) 民法第三十四条の規定により設立された法人で雲仙岳の噴火による災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成三年度及び平成八年度において発行を許可された地方債に係る当該年度における利子支払額	千円
(2) 民法第三十四条の規定により設立された法人で阪神・淡路大震災に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成七年度において発行を許可された地方債で自治大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	

別表を次のように改める。
別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
道 府 県	一 警察費 二 土木費	1 警察費	警察職員数	一人につき	九、九四六、〇〇〇 円
		1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルに	二四〇、〇〇〇 につき
		(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートル	七、三一四、〇〇〇 につき
		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルに	一三四、〇〇〇 につき
		2 河川費	河川の延長	一キロメートルに	八三二、〇〇〇 につき
		(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、八〇〇
		(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、九九〇
		3 港湾費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五七〇
		(1) 経常経費			
		(2) 投資的経費			

4	その他の土木費	人口	一人につき	一、二五〇
(1)	經常經費	人口	一人につき	二、八四〇
(2)	投資的經費	人口	一人につき	四、九七六、〇〇〇
3	教育費	教職員數	一人につき	四、九〇八、〇〇〇
1	小学校費	教職員數	一人につき	七、三九一、〇〇〇
2	中学校費	教職員數	一人につき	六四、八〇〇
3	高等學校費	教職員數	一人につき	五四、二〇〇
(1)	經常經費	生徒數	一人につき	五、二六三、〇〇〇
(2)	投資的經費	生徒數	一人につき	二、二二、〇〇〇
4	特殊教育諸學校費	児童及び生徒の數	一人につき	一、一一八、〇〇〇
(1)	經常經費	學級數	一學級につき	四、四三三、〇〇〇
(2)	投資的經費	學級數	一學級につき	四、四三三、〇〇〇
5	その他の教育費	人口	一人につき	四、四九〇
四	厚生労働費	町村部人口	一人につき	四、六五〇
1	生活保護費	人口	一人につき	五、三六〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	四、七三三
(1)	經常經費	人口	一人につき	五、一九〇
(2)	投資的經費	人口	一人につき	五、一九〇
3	衛生費	人口	一人につき	五、一九〇
4	高齢者保健福祉費	高齢者人口	一人につき	五四、三〇〇
(1)	經常經費	高齢者人口	一人につき	四、八九〇
(2)	投資的經費	高齢者人口	一人につき	七五一
5	労働費	人口	一人につき	七五一
五	産業經濟費	農家數	一戸につき	一〇〇、二〇〇
1	農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八六、八〇〇
(1)	經常經費	林野の面積	一ヘクタールにつき	四、六三〇
2	林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	九、六一〇
(1)	經常經費	水産業者數	一人につき	二、三二一、〇〇〇
3	水産行政費	水産業者數	一人につき	八八、九〇〇
(1)	經常經費	水産業者數	一人につき	八八、九〇〇
(2)	投資的經費	水産業者數	一人につき	八八、九〇〇
6	商工行政費	人口	一人につき	二、四四〇
(1)	企画振興費	人口	一人につき	一、七六〇
(2)	投資的經費	人口	一人につき	九、九二八
2	徴稅費	世帯數	一世帯につき	九、九〇〇
3	恩給費	恩給受給權者數	一人につき	一、四〇八、〇〇〇
4	その他の諸費	人口	一人につき	四、七八〇
(1)	經常經費	人口	一人につき	四、〇四〇
(2)	投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき	一、三三八、〇〇〇
7	災害復旧費	災害復旧事業費の充てられたるため地方債に充てられたる元利償還金	千円につき	九五〇
8	地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十七年度から平成七年度までの各年度に於いて特別に地方債の發行を許可された地方債の額	千円につき	七〇
9	地域財政特別対策償還費	地域財政特別対策のため昭和五十七年度から平成七年度までの各年度に於いて特別に地方債の發行を許可された地方債の額	千円につき	九三
10	臨時財政特別例償還費	臨時財政特別例のため昭和六十一年度から平成七年度までの各年度に於いて特別に地方債の發行を許可された地方債の額	千円につき	八七
11	財源対策償還費	平成七年度の財源対策のため該各年度において地方債の發行を許可された地方債の額	千円につき	四五
12	減稅補てん償還費	個人の道府県民税に係る特別減稅等による平成七年度の減収を補てんする	千円につき	四一

市町村			
一 消防費	人口	一人につき	九、八七〇 円
二 土木費			
1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一一八、〇〇〇
(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	八〇二、〇〇〇
(2) 投資的経費			
2 港湾費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	三四、〇〇〇
(1) 経常経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、九九〇
(2) 投資的経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五七〇
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一、二六〇
(1) 経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、三三〇
(2) 投資的経費			
4 公園費	人口	一人につき	六〇一
(1) 経常経費	人口	一人につき	三四八
(2) 投資的経費			
5 下水道費	人口	一人につき	一五五
(1) 経常経費	人口	一人につき	八九
(2) 投資的経費			
6 その他の土木費	人口	一人につき	一、五一〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	六八八
(2) 投資的経費			
三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	四四、五〇〇
(1) 経常経費	学級数	一学級につき	八四〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一六二、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	六六六、〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	三七、八〇〇
(1) 経常経費	学級数	一学級につき	一、〇三九、〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	五七二、〇〇〇
3 高等学校費	学級数	一学級につき	六六六、〇〇〇
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	七、四四六、〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	六三、八〇〇
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	三五、二〇〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	七、一四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三八九
四 厚生費	市部人口	一人につき	四、四六〇
1 生活保護費	人口	一人につき	五、四三〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	五八七
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、四二〇
(2) 投資的経費			
3 保健衛生費	高年齢者人口	一人につき	八七、四〇〇
4 高年齢者保健福祉費	高年齢者人口	一人につき	三、七二〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	七、〇四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七八二
5 清掃費	人口	一人につき	
(1) 経常経費	人口	一人につき	
(2) 投資的経費			
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	五六、七〇〇
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	四四、一〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇六〇
2 商工行政費	人口	一人につき	
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び林業の従業者数	一人につき	六七、六〇〇
(1) 経常経費	林業、水産業及び林業の従業者数	一人につき	一〇八、〇〇〇
(2) 投資的経費	鉱業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	四、〇六〇
六 その他の行政費	人口	一人につき	
1 企画振興費	人口	一人につき	
(1) 経常経費			

十三 減税補てん償還費	十二 財源対策償還費	十一 臨時財政特例償還費	十 地域財政特例対策償還費	九 地方税減収補てん償還費	八 刃地対策事業償還費	七 災害復旧費	(2) 投資的経費	4 その他の諸費	3 戸籍住民基本台帳費	2 徴税費	(2) 投資的経費
個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度償還の額	平成六年度及び平成七年度の財源対策のために当該各年度において発行された地方債の額	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成七年度までの各年度に於いて特別に発行された地方債の額	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五十七年度までの各年度に於いて特別に発行された地方債の額	地方税の減収補てんのため昭和五十七年度から平成七年度までの各年度に於いて特別に発行された地方債の額	刃地対策事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	人口 面積	人口 面積	世帯数 一世帯につき	人口 一世帯につき	人口 一世帯につき
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	一人につき 一平方キロメ ートルにつき 一人につき 一平方キロメ ートルにつき	一人につき 一平方キロメ ートルにつき 一人につき 一平方キロメ ートルにつき	四、九二〇	一〇、二〇〇	一、三四〇
四一	四五	八七	九三	七〇	八〇〇	九五〇	一、七〇〇 一、二八〇 二、〇四〇 五三一、〇〇〇	一、七〇〇 一、二八〇 二、〇四〇 五三一、〇〇〇			

年 度		控 除 額	
年 度		地方交付税法附則第四条第 四号の額に相当する借入金 限度額に係るもの	そ の 他 の も の
平成九年度	六百四十億円	四千七百十四億円	
平成十年度	七百十億円	五千四百四十二億円	
平成十一年度	七百八十億円	五千六百十七億円	
平成十二年度	八百五十億円	七千六百九十五億三千八百万円	
平成十三年度	九百四十億円	一兆二百四十二億八千二百九十九円	
平成十四年度	千三十億円	五千七百四十八億円	
平成十五年度	千四百十億円	六千三百二十一億円	
平成十六年度	千二百五十億円	七千七十二億円	
平成十七年度	千三百八十億円	七千七百十三億円	
平成十八年度	千五百五億五千万円	八千四百七十四億円	
平成十九年度		九千三百十六億円	
平成二十年度		一兆二百四十一億円	
平成二十一年度		一兆二千二百五十二億六千万円	
平成二十二年		八千三百三十三億四千万円	
平成二十三年		三千五百七十四億五千万円	
平成二十四年度		百六十四億円	

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第五条第一項の表以外の部分中、「平成七年度」を「平成八年度」に、「十一兆六千八百五十七億四千八百九十九円」を「十五兆三千七百五十四億四千八百九十九円」に、「平成七年度分の借入金限度額」を「平成八年度分の借入金限度額」に、「平成八年度」を「平成九年度」に、「上欄」を「年度の欄」に、「下欄に定める控除額」を「控除額の欄に定める額(同表の控除額の欄の上欄に定める額と同表の控除額の欄の下欄に定める額との合算額をいう。)」に改め、同項の表を次のように改める。

及び平成七年度の減収を補てんするため当該各年度に於いて特別に起すことのできた地方債の額

年 度	金 額
平成二十五年度	百七十億円
平成二十六年度	千六百三十四億円
平成二十七年	千七百八億円
平成二十八年度	千七百八十四億円
平成二十九年度	千八百六十五億円
平成三十年度	千九百四十八億円
平成三十一年度	二千三十七億円
平成三十二年	二千二百二十七億円
平成三十三年	二千二百二十二億円
平成三十四年度	二千三百二十三億円
平成三十五年度	二千四百二十八億円
平成三十六年度	三千七百三十七億円
平成三十七年度	三千九百五億円

附則第六条中「平成七年度」を「平成八年度」に改める。

附則第七条中「平成七年度」を「平成八年度」に、「二千八百七億六千万円」を「地方交付税法附則第四条第二号及び第三号に掲げる額の合算額」に、「平成八年度から平成二十二年度までの各年度にあつては同条」を「平成九年度から平成十八年度までの各年度にあつては第四条」に、「次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額」を「第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する額

年 度	金 額
平成九年度	六百四十億円
平成十年度	七百十億円
平成十一年度	七百八十億円
平成十二年	八百五十億円
平成十三年	九百四十億円
平成十四年度	千三十億円
平成十五年度	千四百十億円
平成十六年度	千二百五十億円
平成十七年度	千三百八十億円
平成十八年度	千五百五億五千万円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成九年度	四千八百十億円
平成十年度	四千八百四十億円
平成十一年度	四千八百七十一億円
平成十二年	五千三百五十五億円
平成十三年	五千九百五十二億八千万円
平成十四年度	千七百八十四億円
平成十五年度	千九百六十三億円
平成十六年度	二千百五十五億円
平成十七年度	二千三百六十四億円
平成十八年度	二千六百十億円
平成十九年度	二千八百七十億円
平成二十年度	三千百五十五億円
平成二十一年度	三千四百六十九億円
平成二十二年	二千五百二十八億円
平成二十三年	千二百三十一億円

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成七年度」を「平成十二年度」に、「年五分」を「年三分五厘」に、「年二分」を「年一分」に、「平成十二年度」を「平成十七年度」に改める。

第三条中「平成七年度」を「平成十二年度」に改める。

第四条第三項中「0.4+0.6」を「0.25+0.75」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成七年度」を「平成十二年度」に改め、同条第二項中「年五分」を「年三分五厘」に、「年二分」を「年一分」に改める。

第四条中「平成七年度」を「平成十二年度」に改める。

第五条第二項第二号中「0.3+0.7」を「0.15+0.85」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成八年度分の地方交付税から適用する。

(平成八年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成八年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の上乗りにあつては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十一号)の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収見込額

地方公共団体の種類	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成八年度分の予算から適用する。

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条の規定は、平成八年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成七年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給(平成七年度以前に発行を許可された地方債に係る平成七

込額

二 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収見込額

2 前項各号に掲げる額の合算額(以下この項において「減収見込額」という)は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県	市町村	収入の項目	算定の基礎
道府県	道府県	道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	市町村	市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

年度以前の各年度における利子支払額に対する利子補給を除く。)については、第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条中「各年度(その年度が平成十二年度以後の年度となるときは、平成十二年度まで)」とあるのは、「各年度」とする。

2 第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条第三項の規定は、平成八年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項の規定は、平成八年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成七年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

2 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項の規定は、平成八年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実

税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案